

第二期島本町環境基本計画 (素案)

令和6年10月

目次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画改定の背景と目的	1
第2節 計画策定までの流れ	2
第3節 計画の位置づけ	3
第4節 計画の役割	4
第5節 計画の期間	4
第6節 計画の対象範囲	5
第7節 計画の構成	6
第2章 島本町の現状	7
第1節 環境を取り巻く社会動向	7
第3章 前計画の取組状況	15
第1節 現状と取組	15
第2節 前計画の評価	21
第3節 計画の課題	23
第4章 島本町が目指す環境像と基本方針	27
第1節 島本町が目指す環境像	27
第2節 基本方針	28
第5章 施策の展開	30
第1節 各主体の基本的役割	30
第2節 施策の体系	31
第3節 基本施策と各主体の取組	33
第6章 計画の推進	57
第1節 推進体制	57
第2節 進行管理	59
第3節 財源の確保	59
資料編	1
第1章 環境の現状	1

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画改定の背景と目的

島本町（以下「本町」といいます。）は、風光明媚で豊かな自然を残しながらも、大阪市と京都市のほぼ中間点に位置して交通の利便性が高いという立地条件から、良好な居住環境を形成しています。山間部には「大沢のスギ」等、大阪府の指定天然記念物があります。また、本町を代表する淀川水系の一級河川である水無瀬川は、町域北部に源流を発し、山間部を経て中心部を流れ、淀川に注いでいます。さらに本町には、大阪府内で唯一、環境庁（現環境省）認定の「名水百選」に選ばれた「離宮の水」があります。

本町は、このような豊かな自然に恵まれ、数多くの先人たちのたゆまぬ努力により、今日まで大きく発展してきました。しかし、我が国の社会経済活動は、私たちに利便性や物質的な豊かさをもたらした一方で、里地里山の荒廃、不法投棄、生物多様性の危機、ごみ問題などの身近な環境問題を引き起こすとともに、地球温暖化や気候変動などの人類の生存基盤である地球環境にも重大な影響を及ぼしてきています。

このような状況の中で国の「第六次環境基本計画」では、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げ、私たちが直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という3つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現を打ち出しています。

かけがえのない自然環境を大切に保全し、次世代に引き継いでいくために、本町では、平成26（2014）年8月に「島本町環境基本計画」（以下「前計画」）を、平成27（2015）年度から令和6（2024）年度までの10年間を計画期間として策定し、令和元（2019）年度に中間見直しを行いました。今回、前計画が令和6（2024）年度に期間満了を迎えることから、近年の社会動向を踏まえた本町の環境施策の方針をまとめた計画として「第二期島本町環境基本計画」を策定しました。

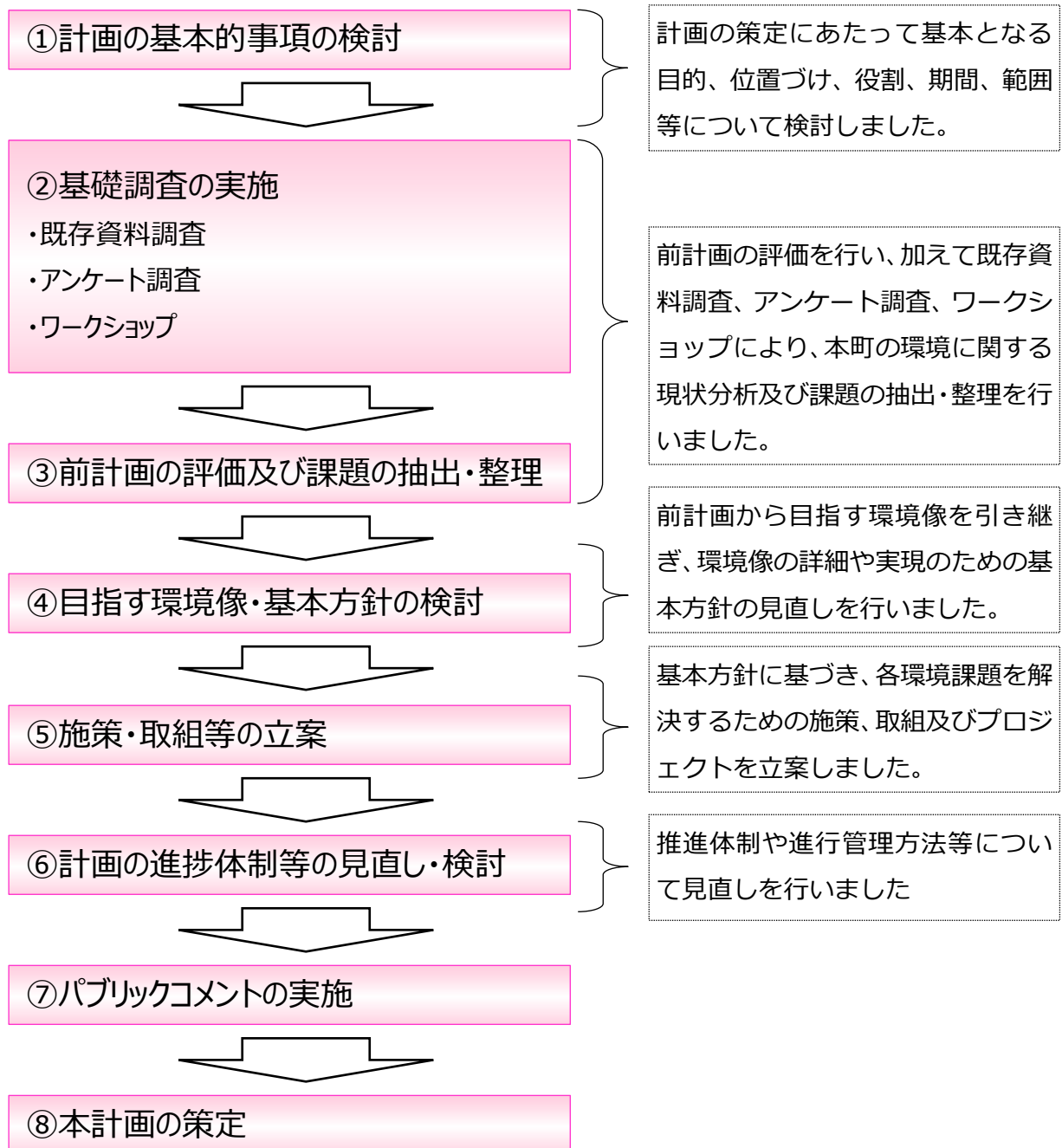


第2節 計画策定までの流れ

本計画策定までの流れを以下に示します。

本計画は、「島本環境施策推進委員会」（庁内調整会議）における検討・議論を踏まえ、「島本町環境保全審議会」での審議を重ねながら、策定しました。

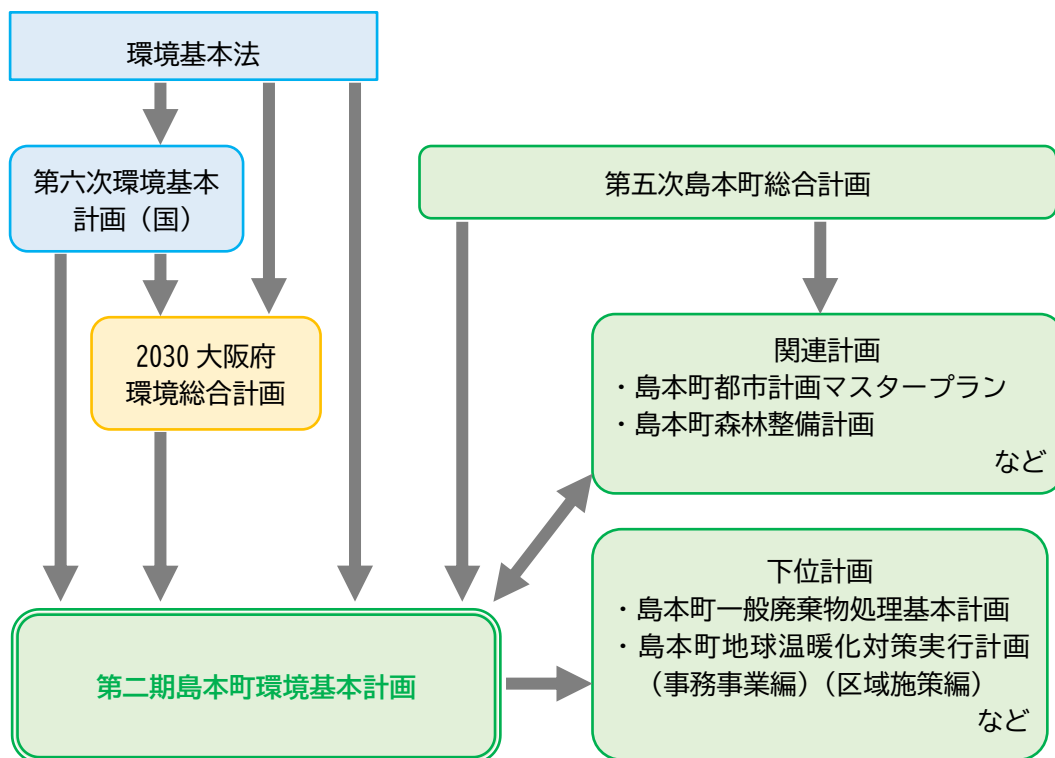
■ 計画策定までの流れ



第3節 計画の位置づけ

本計画は、「島本町総合計画」のうち、環境に関連する分野を体系化し、具体化するものであり、町の関連計画の環境保全に関する施策との整合を図ります。また、環境基本法に基づき、国の「環境基本計画」や大阪府の「2030 大阪府環境総合計画」に則して策定しました。

■計画の位置づけ■



第4節 計画の役割

本計画の役割は、次の5点とします。

- ①本町の環境の保全に関する中長期的な目標と施策の基本的な方向性を明らかにするための指針
- ②環境の保全に関する計画や諸施策等を統合化・体系化することで有機的連携を促し、環境行政の計画的かつ総合的な推進を可能にするための指針
- ③住民や事業者に期待される取組を明確化し、それぞれの役割分担及び協働の下、環境保全に関する具体的な施策を推進するための指針
- ④緊急性・重要性の高い課題に対する取組として、重点プロジェクトを示し、環境保全に関する具体的な行動を明らかにする計画
- ⑤計画の着実な推進を図るため、環境の保全に関連する諸施策の実施状況や目標達成状況など進行管理方策及び推進体制を明示

第5節 計画の期間

本計画の目標年度は令和 16（2034）年度とし、計画期間は令和 7（2025）年度から令和 16（2034）年度までの 10 年間とします。

また、計画策定の5年後にあたる中間年度（令和 11（2029）年度）には、本町を取り巻く環境・社会状況の変化、科学・技術の進展などを踏まえ、計画の進捗状況（毎年点検）を評価し、その結果を基に必要な応じて計画内容の見直しを行います。

計画 周知	計画期間									
R 6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034
▲ 策定 年度	△ 点検	△ 点検	△ 点検	△ 点検	▲ 中間 年度 (評価・見直し)	△ 点検	△ 点検	△ 点検	△ 点検	▲ 目標 年度

第6節 計画の対象範囲

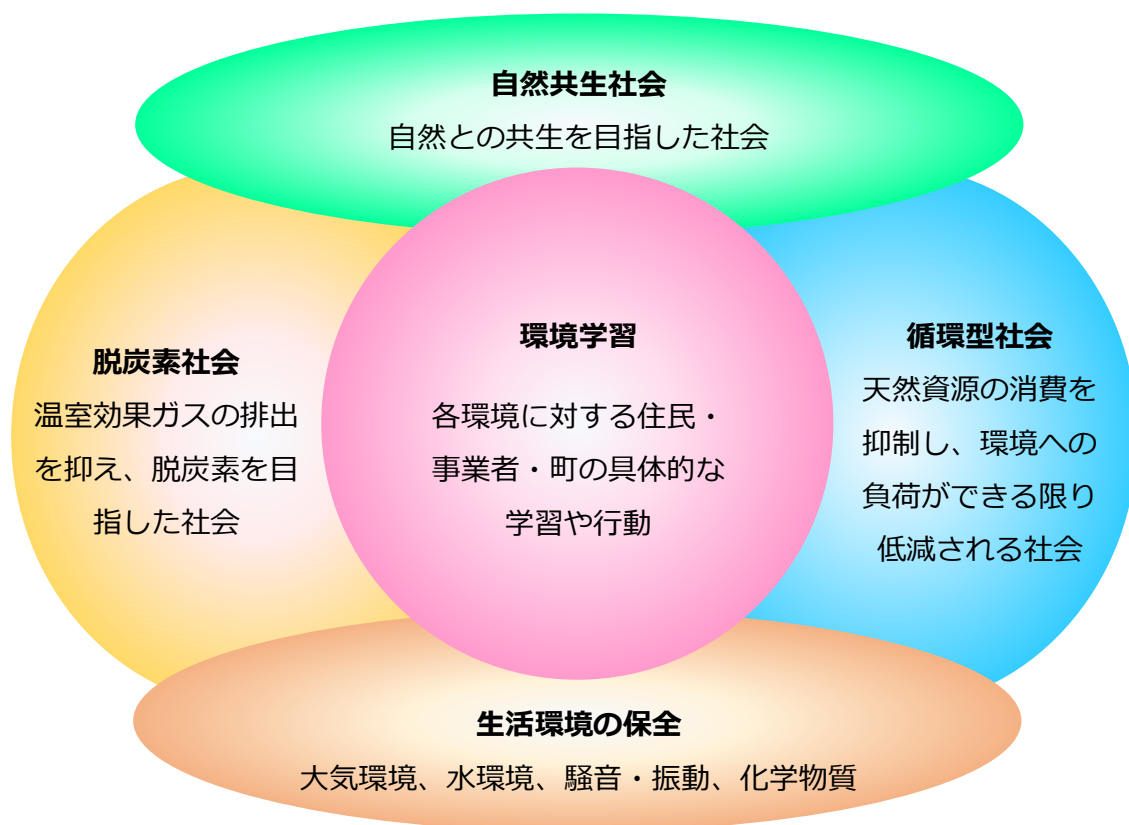
6-1 対象地域

本計画の対象地域は、本町全域とします。ただし、町域を越えて取り組む必要性がある課題については、周辺地域を含めた広域連携の下での解決に努めます。

6-2 対象とする環境の範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、次のとおりとします。

環境学習	以下の各環境に対する住民・事業者・町の具体的な学習や行動
自然共生社会	森林、農地、生物多様性の保全など自然との共生を目指した社会
脱炭素社会	省エネルギー、再生可能エネルギーの推進により、温室効果ガスの排出を抑え、脱炭素を目指す社会
循環型社会	廃棄物の減量、リサイクルの推進などにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会
生活環境	大気環境、水環境、騒音・振動、化学物質等の生活に関する環境



6-3 対象主体

本計画の対象主体は、住民・事業者・町とします。なお、住民には個人のほか活動団体も含まれます。

第7節 計画の構成

本計画ではアンケート調査等より把握した本町の環境の現状と課題を踏まえ、計画の基本的事項の下、「島本町が目指す環境像」と基本方針を設定し、各主体が行う取組及び重点プロジェクト、それらを実施していくための推進体制を示します。

第1章 計画の基本的事項

■背景と目的 ■策定までの流れ ■位置づけ ■役割 ■期間 ■対象範囲

第2章 島本町の現状

■環境を取り巻く社会動向 ■環境の現状

第3章 前計画の取組状況と課題

■現状と取組 ■前計画の評価 ■計画の課題

第4章 島本町が目指す環境像と基本方針

■島本町が目指す環境像

ひと まち しぜんの 三川合流 しもと

■基本方針

- 1 かしくなろう！全員参加のまちづくり（環境学習）
- 2 守り活かす！しまとの自然と共に暮らすまちづくり（自然共生社会）
- 3 できることからはじめよう！地球にやさしいまちづくり（脱炭素社会）
- 4 みんなでやろう！資源が循環するまちづくり（循環型社会）
- 5 健やかに暮らそう！安全・安心のまちづくり（生活環境の保全）

第5章 施策の展開

■各主体の役割 ■施策の体系 ■各主体の取組

第6章 計画の推進

■推進体制 ■進行管理 ■財源の確保

第2章 島本町の現状

第1節 環境を取り巻く社会動向

1-1 持続可能な開発目標（SDGs）と環境施策

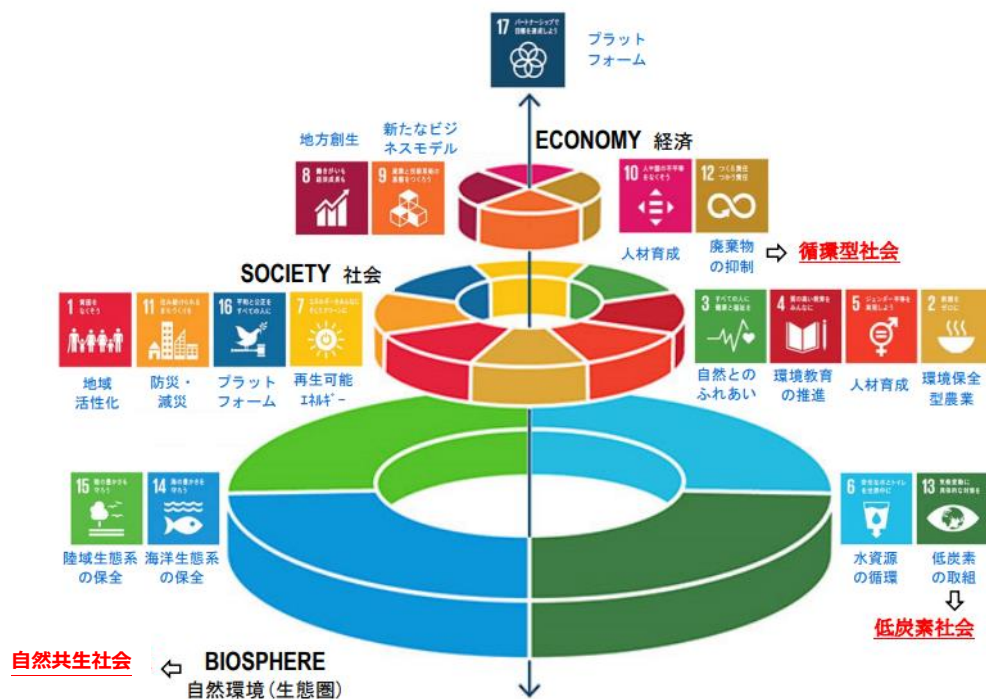
平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。この 2030 アジェンダでは、令和 12（2030）年までに持続可能で、よりよい世界を目指す国際目標「SDGs（エスディージーズ）」が掲げられています。

SDGs は、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、地球上の「誰一人取り残さない」という理念の下 17 の目標と 169 のターゲットが掲げられています。

SDGs の達成には、現状をベースとして実現可能性を踏まえた積み上げを行うのではなく、目指すべき未来を考えて現在すべきことを考えるという「バックカスティング」の考え方が重要とされています。さらに、あらゆる主体が参加する「全員参加型」のパートナーシップの促進が掲げられています。

下の図は SDGs の 17 の目標の相互関係を表す「SDGs ウェディングケーキモデル」です。目標 17 を頂点として、その下にある 3 つの階層「自然環境（生態圏）」「社会」「経済」によって構成されており、経済の発展は生活や教育などの社会条件によって成り立ち、その社会は生活するために必要な自然環境によって支えられていることを表しています。

■「持続可能な開発目標（SDGs）」のウェディングケーキモデル■



出典：環境省「森里川海からはじめる地域づくり 地域循環共生圏構築の手引き」

■SDGs の目標と意味■

アイコン		目標	意味
1		貧困をなくそう	あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
2		飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3		すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4		質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
5		ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
6		安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7		エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
8		働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
9		産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
10		人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国家間の不平等を是正する
11		住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12		つくる責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
13		気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14		海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15		陸の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
16		平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17		パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

出典：外務省「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」

国の「第六次環境基本計画（令和 6（2024）年 5 月閣議決定）」では、「環境保全」を通じた「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生向上」、「人類の福祉への貢献」を目標として掲げており、環境収容力を守り、環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現を目指すとしています。

本町においては、令和 2（2020）年 3 月に、「第五次島本町総合計画」を策定し、自然環境と都市環境が調和した住みよい活力のあるまち、誰もが尊重され、安心して暮らし、いきいきと活躍できる地域社会を目指す本町のまちづくりのキーワードとして、「自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまち」を掲げています。持続可能な社会の実現に向け、資源の再利用・再資源化や廃棄物の減量を進める循環型社会の構築や、限りある自然環境を保全し、自然と共生する社会の構築など、次世代に良好な環境を引き継ぐための取組が推進されています。

1-2 地球環境（脱炭素社会）

平成 27（2015）年、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）にて、京都議定書以来の新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択されました。協定では、温室効果ガス排出削減のための取組を強化することが必要とされています。

● パリ協定の概要

- ・世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持する。1.5℃以下に抑える努力を追求する。
- ・今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成する。
- ・主要排出国を含むすべての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新する。
- ・各締約国は、気候変動に関する適応策を立案し行動の実施に取り組む。
- ・全ての国が参加し、各国は義務として目標を達成するための国内対策を実施する。

など

また、令和 3（2021）年に開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）では、合意文書で「産業革命前からの気温上昇を 1.5℃以内に抑える努力を追求する」と明記され、今世紀半ばのカーボンニュートラル及びその経過点である令和 12（2030）年に向けて、野心的な気候変動対策を締約国に求めることが決定されました。

令和 4（2022）年に開催された国連気候変動枠組条約第 27 回締約国会議（COP27）では、「パリ協定」の 1.5℃目標の重要性の再確認や、「パリ協定」の気温目標に整合的な令和

12（2030）年の国別目標（NDC）の強化が決定されました。

令和 5（2023）年に開催された国連気候変動枠組条約第 28 回締約国会議（COP28）では、「パリ協定」の実施状況を検討し、長期目標の達成に向けた全体としての進捗を評価する仕組みである「グローバルストックテイク（GST）」が採択されました。

国は、「パリ協定」における目標等を踏まえ、令和 2（2020）年 10 月に、令和 32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」を宣言しました。この「2050 年カーボンニュートラル」を基本理念として位置づけた「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）の一部改正案が令和 3（2021）年 3 月に、「温対法」に基づく「地球温暖化対策計画」が令和 3（2021）年 10 月に閣議決定され、「地球温暖化対策計画」では、長期的には令和 32（2050）年までにカーボンニュートラルの実現、中期的には令和 12（2030）年度に温室効果ガスを平成 25（2013）年度比 46%削減を目指し、さらに 50%の高みに向け挑戦を続けていくことが示されました。

● 改正温対法の主な内容

- ・ パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設
- ・ 地域の脱炭素化に貢献する事業を促進するための計画・認定制度の創設
- ・ 脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進

■ 地球温暖化対策計画の概要 ■

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	産業	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	業務その他	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	家庭	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	運輸	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等 4 ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：地球温暖化対策計画の概要（環境省）

令和 5（2023）年、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 58 回総会にて、第 6 次評価報告書統合報告書が採択・公表されました。当該報告書では、人間の影響により既に約 1.1℃の温暖化に達していること、人為的な気候変動によって広範な悪影響を及ぼしていることが示されました。

国は、気候変動適応に関して、平成 30（2018）年 12 月に施行された「気候変動適応法」に基づき、令和 3（2021）年 10 月に「気候変動適応計画を閣議決定し各分野における適応策を示しました。なお、令和 5（2023）年 5 月には、熱中症対策実行計画の基本的事項を定める等の一部変更が行われました。

本町においても、地球温暖化に起因する異常気象に対して問題視しており、町全体で課題を共有し、ともに地球温暖化対策に取り組むため、令和 5（2023）年 4 月 20 日に「島本町気候非常事態宣言」を行いました。

なお、令和 5 年 3 月 27 日付けで島本町議会においても、「気候非常事態宣言に関する決議」が全会一致で可決されています。

令和 5（2023）年 3 月に策定した「島本町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」では、令和 12（2030）年度に温室効果ガスを平成 25（2013）年度比で 51%削減、令和 32（2050）年度に温室効果ガス排出量実質ゼロを目指しています。

近年、デジタル技術を活用して人々の生活をより良い方向に変化させる DX（デジタルトランスフォーメーション）の動きが活発になっており、全国で様々な取組が進められています。本町でも、教育環境での情報機器やデジタル教材などの活用、ICT 環境の整備、行政運営における情報システムの整備等を推進しています。

また、環境省では、脱炭素につながる国民運動として令和 4（2022）年 10 月に「デコ活」を開始し、令和 12（2030）年度に温室効果ガス削減目標を達成する新しい暮らしの提案を行っており、本町では、地球温暖化を止めるための「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を進めてきましたが、「COOL CHOICE」が「デコ活」に移行したことに伴い、この取組に賛同し、令和 5（2023）年 11 月に「デコ活宣言」を行っています。

1-3 循環型社会

国は、平成 30（2018）年 6 月に、「循環型社会形成推進基本法」に基づき「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しました。

プラスチック資源循環に関しては、令和 4（2022）年 4 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための措置事項が示されました。

また、近年、本来食べられる食品を捨ててしまう「食品ロス」が注目されています。令和元（2019）年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、これに基づき、令和 2（2020）年 3 月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。都道府県や市町村は、この方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

本町では、適正に処理されないプラスチックごみがゼロになるよう、令和元（2019）年に「しまもとプラスチックスマート宣言」を行うとともに、使用済みのペットボトルを再度ペットボトルに再生する「水平リサイクル（ボトル to ボトル）」に関する協定をサントリーグループと締結しました。また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、食品ロスの削減に向け、町のホームページで啓発情報を提供しています。

さらに、令和 5（2023）年 12 月 1 日に、北摂地域 7 市 3 町と北摂地域に店舗のある 11 事業者で「北摂地域における食品ロスの削減及び容器包装を含めたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する協定」を締結しました。本協定では、国の目標を踏まえ、食品ロス削減と容器包装等プラスチック製品の排出抑制に積極的に取り組み、その取組促進のための PR や支援などを行うことを定めています。

1-4 自然環境

森林保全に関しては、平成 29（2017）年 4 月に、森林減少及び森林劣化を抑止するための活動に対する枠組「国連森林戦略計画 2017-2030」が採択され、令和 12（2030）年までに達成すべき 6 つの世界森林目標が掲げられました。この目標は、パリ協定や SDGs 等の達成に貢献するものとされています。

生物多様性に関しては、令和 4（2022）年 12 月に、世界目標「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択されました。枠組の「2030 年ターゲット」には、陸と海のそれぞれ少なくとも 30%の地域を保護地域等として保全するという目標が含まれており、これを「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」といいます。

国は、令和 5（2023）年 3 月に閣議決定した「生物多様性国家戦略 2023-2030」の中で、「30by30 目標」の達成を指標とした取組を強化するとしており、令和 5（2023）年 4 月からは、企業の森や社寺林等の、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する制度を開始しています。

本町では、令和元（2019）年 7 月に、生物多様性のあり方や配慮すべき事項について示した「島本町生物多様性保全・創出ガイドライン」を作成し、生物多様性の保全・創出を推進しています。

水環境に関しては、令和 4（2022）年 6 月に、海洋の生物多様性の保護と環境の水準の維持、汚染への対処を柱とした「G7 オーシャンディール」が採択されました。令和 5（2023）年 3 月には、SDGs 目標 6（安全な水とトイレを世界中に）の達成等に向けた国連水会議が開催され、「水行動アジェンダ」が採択されました。この会議では、「淡水チャレンジ」が成立し、「2030 年までに 30 万 km の河川と 350 万平方キロメートルの水環境を回復する」といった目標等が設定されました。

■「30by30」の基本コンセプト■



出典：30by30 基本コンセプト（環境省ウェブサイト）

1-5 環境学習

持続可能な社会の実現を目指して行う学習・教育活動を「持続可能な開発のための教育（ESD : Education for Sustainable Development）」といいます。令和元（2019）年 12 月に採択された国際的な実施枠組み「持続可能な開発のための教育：SDGs 実現に向けて（ESD for 2030）」は、ESD の強化と SDGs の 17 の全ての目標実現への貢献を通じて、より公正で持続可能な世界の構築を目指すものです。

「ESD for 2030」等を踏まえ、国では令和 3（2021）年 5 月に「我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）」に関する実施計画」（第 2 期 ESD 国内実施計画）が策定されました。

大阪府では、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づき、大阪府及び府民、民間団体等が協働取組を推進するための役割分担を定めた「環境教育及び環境保全活動の促進に関する協定」を作成し、環境保全活動等を推進しています。

本町では、島本町環境基本計画の取組を住民・事業者・行政の協働で推進する組織として、平成 28（2016）年 8 月に「しまもと環境・未来ネット（島本町環境基本計画推進活動）」が設立され、「ワクワク！しまもと環境学校」などの子ども向けイベントや住民公開講座の開催など、環境に関する学習活動や実践活動を行っています。

■ ESD の基本的な考え方 ■



出典：持続可能な開発のための教育（ESD : Education for Sustainable Development）（文部科学省ウェブサイト）

第3章 前計画の取組状況

島本町では、これまで前計画に基づき、様々な取組を進めてきました。

ここでは、前計画で掲げた以下の5つの基本方針ごとに、これまでの取組状況を振り返り、島本町の現状と課題を整理します。

基本方針

- 1 かしこくなろう！全員参加のまちづくり（環境学習）
- 2 守り活かす！しまもとの自然と共に暮らすまちづくり（自然共生社会）
- 3 できることからはじめよう！地球にやさしいまちづくり（低炭素社会）
- 4 みんなでやろう！資源が循環するまちづくり（循環型社会）
- 5 健やかに暮らそう！安全・安心のまちづくり（生活環境の保全）

第1節 現状と取組

1-1 かしこくなろう！全員参加のまちづくり（環境学習）

(1) 学校園所における環境学習の推進

私たちの取り組むべき環境問題は、地域の生活環境の保全から自然との共生、資源の有効利用、地球温暖化まで多岐にわたり、複雑化してきています。この複雑な問題に対応していくためには、子ども（幼児期を含む）の頃から環境について関心を持ち、理解を深め、環境に配慮した行動を実践していくことが情操教育の観点からも重要です。

本町では、学校での授業として生物の観察会や浄水場の見学など、地域の環境を生かした環境学習に加え、農業体験や出前講座など、地域との協働による環境学習を実施しました。また、子ども向けの環境学習イベントとして、「ワクワク！しまもと環境学校」を開催するとともに、公共施設において緑化の取組の一つである緑のカーテンを実施しました。

加えて、学校園所での環境教育をさらに充実させるため、環境学習に関する教育指導者の育成として、教職員が大阪府主催の環境教育担当指導主事会や連絡会に参加し、小・中学校での環境教育の取組について他市町村と情報交換を行っています。

(2) 地域における環境学習の推進

本町では、浄水場の見学会や「しまもとふれあいフェスタ」内での環境イベントの実施を通じて、住民の地球温暖化等の環境問題への関心や理解を高めるための取組を進めてきました。加えて、日常的な環境配慮行動を広げるため、町の主催する料理教室内でエコクッキングの普及啓発を行いました。

また、前計画策定以降、環境学習に関する指導者育成のための講座「（仮称）島本環境大学」の設立に向け、しまもと環境・未来ネットと共に学習プログラム等の検討を進め

てきました。

町で取組を進めている一方で、住民アンケートによると、「環境を守る住民意識の高さ」や「環境情報を得る機会」の満足度及び「環境学習活動に参加している住民の割合」は他の取組項目に比べ低い状況にありました。特に「環境学習活動に参加している住民の割合」は計画策定時のアンケートに比べ大きく減少しています。

さらに、7割近い住民は約10年前と比べて環境に配慮した生活をするようになったと答えていることから、個々の環境配慮意識は向上しているものの、知識や経験を活かした環境学習や、講習会への参加等の踏み込んだ活動への参加は進んでいません。

(3) 環境保全活動の推進

本町では、環境保全活動の活動者の高齢化や参加者の固定化等により活動の継続性や多様性は十分とは言えない状況にあります。一方で、環境問題がクローズアップされる中で、住民・事業者等の自主的な活動が大きな役割を果たすようになってきています。

そのため本町では、保全団体への支援や情報発信を行い、環境保全への住民参加の後押しに加え、町内一斉清掃等の支援や犬のふん放置防止対策、放置自転車の撤去などの環境美化活動の推進や、地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設の照明のLED化等、省エネルギー化に努めています。

1-2 守り活かす！しまもとの自然と共に暮らすまちづくり (自然共生社会)

(1) 水と緑の保全

本町の町域の約6割を占める森林は、本町の大切な自然資源であり、地下水のかん養や、土砂流出防止、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収など多面的な機能を有しています。しかし、里地里山では、遊休農地の活用や有害鳥獣対策、森林の荒廃、ナラ枯れ、放置竹林面積の拡大など、多くの課題を抱えています。山間部の樹林帯については、台風等の自然災害により、風倒木等の甚大な被害が発生しています。

また、本町は「離宮の水」や水無瀬川といった豊かな水資源を有していますが、依然として河川への不法投棄による水質の悪化が懸念されています。

そこで本町では貴重な自然を保全するために、森林ボランティア養成講座の実施や団体支援、企業との連携により、森林保全活動を行っています。その一つとして、大阪府森林組合及びサントリーホールディングス株式会社と協定を結んでおり、約353haの「天然水の森 おおさか島本」の整備・森づくりを行っています。また、不法投棄監視パトロールの実施や河川清掃ボランティア団体等への支援などを通じて、水質保全に努

めています。

その他に、農林業の振興を図るため、農林業祭など地元農林産物を供給する場の確保・充実や生産緑地の指定、有害鳥獣捕獲などに努めています。

(2) 生物多様性の保全

本町は、豊かな自然環境に恵まれ、重要な動植物をはじめ多種多様な生物が生息・生育しています。しかし、森林の荒廃や開発、外来生物の侵入などにより、在来生物の生息・生育場所が減少・消失し、生物多様性の低下が危惧されています。町では令和 5 (2023) 年度から令和 7 (2025) 年度にかけて自然環境調査を行っており、令和 6 (2024) 年 8 月までにカヤネズミやサンショウウオなどの希少な生物の生息が確認されています。一方でクビアカツヤカミキリ等の前計画策定時には発見されなかった外来生物も新たに確認されています。

また、イノシシ・シカなどの有害鳥獣は、農林業へ被害をもたらしているため、そちらへの被害対策や捕獲による適正管理に努めています。

このような状況に対し、本町の貴重な自然を守るため、令和元 (2019) 年 7 月に本町が各種事務事業を行う上で生物多様性のあり方や配慮すべき事項をまとめた「島本町生物多様性保全・創出ガイドライン」を策定しました。そのほかにも JR 島本駅西土地地区画整理事業において、ヒメボタルが生息する緑地について、緑地保全に取り組むボランティア団体と覚書を締結し、適切な維持管理に努めています。

(3) 自然とのふれあいの場の確保

本町では水無瀬川、若山神社のツブラジイ林などが、自然とのふれあいの場として利用され、さらに令和 5 (2023) 年 5 月には、桜井せせらぎ公園が開園するなど、町内外の方に親しまれています。一方長年自然とのふれあいの場として親しまれていたキャンプ場は、近隣でのツキノワグマの出没や安全面での問題から廃止されましたが、キャンプ場跡地として、一般向けに屋外レクリエーションや各種イベントなどに活用しています。

本町ではウォーキングイベントや水生生物観察会の実施など、気軽に町内の自然と触れ合える機会の提供に努めています。

また、緑化推進団体への支援や開発時の緑化届出義務の推進など、まちづくりの面からも自然とのふれあいの場の確保に努めています。

1-3 できることからはじめよう！地球にやさしいまちづくり (低炭素社会)

(1) 省エネの普及促進

地球温暖化問題は人類の生存に関わる重大なテーマです。地球温暖化には経済活動や生活におけるエネルギーの消費、廃棄物の発生など様々な人間活動が原因となっています。アンケートによると、省エネに努めている人の割合は85%を超えており、多くの人が省エネを意識している一方で、計画策定時と比べると省エネを意識している人の割合は低下しています。

町では地球温暖化対策に関する国民運動「COOL CHOICE」及び「COOL CHOICE」から移行した脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」に賛同し、普及活動を行ってきました。また、令和5(2023)年3月に島本町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定し、公共施設における照明のLED化やクールビズ、エコドライブなどの省エネ行動を実践するとともに、住民・事業者による温暖化対策の推進に努めています。

(2) 再生可能エネルギーの導入推進

私たちの生活におけるエネルギー消費は、地産地消が理想的です。そのためには使用するエネルギーをできるだけ多く、町の外にエネルギー資源を依存しない再生可能エネルギーへ転換することが求められます。

固定価格買取制度の終了により、売電収入を目的とした再生可能エネルギーの導入は厳しい状況となります。しかし、環境負荷の低減を目的とし、エネルギー自給率を向上させることの重要性は変わりません。

このような状況を受け、本町では地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定し、再生可能エネルギーの導入目標を設定し、公共施設への太陽光発電設備の導入に加え、非化石証書の購入による再生可能エネルギー導入を進めています。さらに、家庭での太陽光発電設備導入の普及拡大を図るため、府が推進している太陽光パネル設置普及啓発事業等の普及啓発を行っています。

また、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)には地域気候変動適応計画を内包しており、温暖化対策を行っても避けられない気候変動の影響に対する適応策も推進しています。公共施設へのマンホールトイレの設置や、非常用発電機の更新、備蓄燃料の増設など、災害への備えを強化しています。

1-4 みんなでやろう！資源が循環するまちづくり（循環型社会）

(1) 4 Rの推進

本町では4 R（ごみの Reduce：発生抑制・Reuse：再利用・Recycle：再資源化・Refuse：発生回避）について啓発を行ってきました。

Reduce（リデュース）については、分別されていないごみの発生を抑制するため、平成 26（2014）年度から、ごみ袋の透明・半透明化を実施し、平成 30（2018）年には「ごみ分別アプリ」をリリースしました。また、廃棄物減量等推進員を選任し、各地域でのごみの減量化に取り組んでいただくとともに、生ごみの減量化を促進するため、住民向けに生ごみ処理機等購入の補助事業を実施しています。

その他にも、近年問題となっている食品ロス対策の一環として、他の北摂地域の団体と食品ロスの削減及び容器包装を含めたプラスチックに係る資源循環の促進を目的とした協定を結び、ごみの発生抑制に取り組んでいます。また、町内のイベント等でのフードドライブの実施による食品ロスの削減を図っています。

Reuse（リユース）については、町立図書館で除籍された資料の無料配布イベントやご家庭で不用になった衣類等について、物々交換を行うイベントを実施しています。

Recycle（リサイクル）については、自治会等が行う資源集団回収に対する助成金の交付や、平成 30（2018）年度より小型家電リサイクルを実施するなど、リサイクル率の向上に努めています。また、令和 5（2023）年にサントリーホールディングス株式会社と使用済みのペットボトルを再度ペットボトルに再生する「水平リサイクル（ボトル to ボトル）」に関する協定を結び、一般家庭から排出されるペットボトルのリサイクルを進めています。

Refuse（リフューズ）については、町役場等の公共施設に無料給水機を設置し、マイボトルの利用促進に取り組んでいます。

(2) ごみの適正処理

廃棄物の処理方法は法律や条例で定められており、住民や事業者は適正な処理を行うことが義務づけられていますが、不法投棄や野外焼却などの問題も発生しています。近年では、ポイ捨てされたプラスチックごみの海洋流出による生態系への影響が世界的にも懸念されています。

近年の海洋プラスチック問題を受け、適正に処理されないプラスチックがゼロになるよう、令和元（2019）年に「しまもとプラスチックスマート宣言」を行いました。また、不法投棄や資源ごみの持ち去り行為を防ぐため、パトロールを実施するとともに、条例・罰則についての情報啓発を行っています。

1-5 健やかに暮らそう！安心・安全のまちづくり（生活環境の保全）

（1）水環境の保全

工場や事業場から公共用水域に排出される排水は、水質汚濁防止法により規制されています。また、市町村は生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止する対策を行い、住民はそれに協力する責務があります。

本町では、町内の河川や地下水、事業所からの排水などにおいて、水質調査を実施しています。本町を代表する河川である水無瀬川や地下水は、環境基準を達成しており、良好な水質が維持されています。近年健康への影響が問題視されている有機フッ素化合物の PFOS 及び PFOA についても水質分析を実施しており、環境指針値を大きく下回っています。また、公共下水道普及率は 96.7%（令和 5（2023）年度）であり、高い水準となっています。

しかし、町独自の調査では水無瀬川において、河川の汚れの指標である生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準値を若干上回る地点がみられます。

水質の改善を目指し、水環境に影響を与える生活排水の処理について、公共下水道の普及に努めるとともに、下水道に接続されていない地域での合併処理浄化槽転換に対し補助金を交付するなど、生活排水処理率の向上に努めています。また、事業所等からの排水については大阪府と連携して立入調査を行っています。その他にも、歩道舗装工事の際、透水性舗装を取り入れることで地下水のかん養を図っています。

（2）大気・生活環境の保全

大気・生活環境は、私たちが安心して生活する上でも重要なものであるため、大気・生活環境に関する情報の提供をはじめ、自動車による大気汚染・騒音対策や、事業活動に伴う大気汚染物質・特定化学物質等の適正管理を推進していく必要があります。

住民の安全な生活を守るため、町庁舎には大阪府所管の大気汚染常時監視測定局が設けられ、二酸化窒素や光化学オキシダントなどの大気汚染物質の測定を行っています。町ではそこで得られた大気環境の結果を町のホームページ等で提供するとともに、大阪府と連携して事業所への立ち入り調査を行っています。また、騒音に関しては、町独自で測定を行っています。

第2節 前計画の評価

前計画では、環境の目標の達成度を表すものとして、各環境の目標ごとに指標を定め、目標達成に向けて取り組んできました。令和5（2023）年度の達成状況は以下のとおりです。

■前計画における環境の目標指標の達成状況

達成状況）目標値を達成した場合は○、目標値には及んでいないが、近づいている場合は△、基準値よりも下回っている場合は×として評価。

基本方針	基本施策	指標	基準値 (平成 25 (2013)年度)	目標値 (令和 6 (2024)年度)	現況値	達成 状況
1	(1)学校園所における環境学習の推進	しまもと環境・未来ネット及び町が主催する出前講座実施学校園所の数	1 箇所	11 箇所	2 箇所	×
	(2)地域における環境学習の推進	しまもと環境・未来ネットが主催若しくは共催する講座や行事の参加人数	延べ 0 人	延べ 30,000 人	10,076 人	△
		環境を守る住民意識の高さに関する満足度※1	53%	90%	58%	△
		環境情報を得る機会の満足度※1	43%	90%	47%	△
		環境学習活動に参加している住民の割合※2	13%	60%	7%	×
	(3)環境保全活動の推進	環境保全活動への参加のしやすさの満足度※1	51%	90%	53%	△
2	(1)水と緑の保全	森林ボランティア数	80 人	130 人	105 人	△
		自然（山や川）の豊かさに関する満足度※1	92%	98%	85%	×
		水辺のきれいさに関する満足度※1	67%	90%	71%	△
	(2)生物多様性の保全	動植物の種類の多さに関する満足度※1	72%	95%	75%	△
	(3)自然との触れ合いの場の確保	自然とのふれあいの場の多さに関する満足度※1	71%	90%	72%	△
		まちの緑の多さに関する満足度※1	83%	97%	71%	×
		自然環境とふれあっている住民の割合※2	57%	80%	16%	×
3	(1)省エネの普及推進	町内の二酸化炭素排出量※3	130 千トン	117 千トン	101 千トン	○
		環境家計簿を利用している住民の割合※2	5%	40%	6%	△
		低燃費・低公害車を利用している住民の割合※4	25%	60%	23%	×
	(2)再生可能エネルギーの導入推進	太陽光発電システムを利用している住民の割合※4	3%	20%	9%	△
		太陽熱利用システムを利用している住民の割合※4	1%	15%	3%	△

■前計画における環境の目標指標の達成状況

達成状況) 目標値を達成した場合は○、目標値には及んでいないが、近づいている場合は△、基準値よりも下回っている場合は×として評価。

基本方針	基本施策	指標	基準値 (平成 25 (2013)年度)	目標値 (令和 6 (2024)年度)	現況値	達成 状況
4	(1)4R の推進	一人一日当たりのごみ排出量	639 g/人・日	671.2 g/人・日	606 g/人・日 (R4 年度)	○
		リサイクル率※5	14.8%	17.8%	15.7% (R4 年度)	△
		マイバッグ持参率※6	-	90%	85.9%	△
	(2)ごみの適正 処理	不法投棄件数	142 件	0 件	12 件	△
		まちの清潔さに関する満足度※1	72%	95%	77%	△
5	(1)水環境の保 全	水無瀬川の BOD75%値※7	0.5 未満	環境基準の 達成 (2mg/L 以下)	1.3 (R4 年度)	○
		地下水の環境基準達成項目割合 (概況調査) ※8	100%	100%	100% (R3 年度)	○
		公共下水道普及率	94.4%	96.5%	96.6% (R4 年度)	○
	(2)大気・生活 環境の保全	大気汚染に係る環境基準達成項目 割合※9	50%	100%	75%	△
		自動車騒音の環境基準達成地点割 合	67%	100%	67% (R4 年度)	×
		空気のきれいさに関する満足度※1	82%	96%	84%	△
		まちの静けさに関する満足度※1	82%	97%	77%	×

- 【基本方針】
- 1 かしこくならう！ 全員参加のまちづくり（環境学習）
 - 2 守り活かす！ しもとの自然と共に暮らすまちづくり（自然共生社会）
 - 3 できることからはじめよう！ 地球にやさしいまちづくり（低炭素社会）
 - 4 みんなでやろう！ 資源が循環するまちづくり（循環型社会）
 - 5 健やかに暮らそう！ 安全・安心のまちづくり（生活環境の保全）

※1：住民アンケートによる「満足」「やや満足」の合計割合

※2：住民アンケートによる「いつも行っている」「時々行っている」の合計割合

※3：部門別 CO₂排出量の現状推計（環境省）より

※4：住民アンケートによる「利用している」の割合

※5：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）より

※6：レジ袋無料配布中止協定締結事業者の町内店舗におけるマイバッグ持参率

※7：大阪府域河川等水質調査結果報告書（大阪府）より

※8：地下水水質測定計画に基づく測定結果（大阪府）より

※9：大気汚染に係る環境基準が設定されている測定項目は二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質

第3節 計画の課題

(1) 環境学習

- 学校園所における環境学習の推進

本町の学校園所における環境学習を推進する上での課題として、活動場所や時間の確保、歴史文化を通じた体験学習、関係団体との調整機能、太陽光発電など学習材料、教職員が体験学習できる場などが求められています。

このため、今後も学校園所において、郷土の歴史文化を活かした環境学習、地域との協働による環境学習、施設・教材を活用した環境学習を推進するとともに、教職員研修を実施していくことが必要です。

- 地域における環境学習の推進

環境教育・環境学習に参加している住民の割合は前計画策定時のアンケートと比べて低下しており、1割を下回っています。参加してみたい・興味を持てる環境学習としては施設や町内の事業所などの見学の割合が高い一方、環境学習の指導者育成セミナーや森林整備のボランティアなどの割合は低く、環境学習指導者育成の前に学びの機会の充実が必要と考えられます。また、年齢などの問題で参加が難しいといった回答もあり、生活様式や場所、世代ごとに適した学びの場を構築することも重要です。

本町では、環境イベントや浄水場の公開、エコクッキングの普及啓発などを行ってきましたが、新型コロナウイルス感染拡大や社会背景の変化などによりイベントが中止・縮小されており、社会情勢に合わせた手法・配慮を踏まえた環境学習の開催が必要です。

前計画では環境学習に関する指導者育成のための講座「(仮称) 島本環境大学」の開設を重点プロジェクトに位置づけていましたが、開設には至っておらず、今後も環境学習指導者育成の場や環境プログラムの作成を進める必要があります。

また、日常的に環境学習に取り組めるよう、家庭での環境学習を進めていくことも重要です。

- 環境保全活動の推進

各主体が自発的に行う環境保全活動を一層推進するとともに、各主体間の連携により活動の充実・活性化を図る必要があります。また、快適な住環境を私たち自身の手で作り上げ、守っていくためにも、マナーやモラル向上を一人ひとりが心がけるとともに、地域の絆を深めて誰もが暮らしやすい環境を目指す必要があります。

河川の清掃や町内一斉清掃の実施状況も踏まえ、河川だけにとどまらないごみマップの作成やゴミゼロの日の制定などの取組が必要です。

重点プロジェクトとして緑探索マップの作成を行っていましたが、完成には至ってい

ません。今後も作成や活用方法の検討を進めるとともに、町での環境調査結果等を活用し、住民の緑への関心を高めるための取組を実施することが重要です。

(2) 自然共生

● 水と緑の保全

アンケートによると、自然（山や川）の豊かさについては重要度・満足度共に高いものの、町の緑の多さについては、重要度は高いものの満足度が低くなっています。保全の取組については、多くの住民が水無瀬川や地下水質の保全及び町の緑化や緑地、公園の整備を進めていく必要があると考えており、水や緑に関する保全の推進が必要です。開発により、島本の緑が失われることを危惧する住民からの意見も寄せられています。

放置竹林をはじめとした里地里山の荒廃や山間部での風倒木等に対し、どのように対応していくのか、今後の森林整備の在り方が課題となっています。また、水無瀬川のBOD75%値は、環境基準を満たしているものの、年々上昇傾向であり、水質の悪化が今後も懸念されます。さらに近年はPFAS等による水質の汚染も懸念されています。水質の保全に当たっては、河川における不法投棄だけでなく、森林や市街地などにおける不法投棄も原因となってくることから、河川に限定しない取組が必要です。

水質の悪化に対し、住民・事業者・町などすべての主体が、パートナーとして互いに責任をもちながら本町の豊かな緑を保全・活用し、農林業を振興していくとともに、きれいな河川と豊富で美味しい地下水を今後も保全していくことが必要です。

● 生物多様性の保全

アンケートによると、生物多様性について言葉の意味を知っていると答えた住民は約3割で、生物多様性の保全を進める上で、生物多様性についての普及啓発が必要と考えられます。また、自然や生物を守るための取組については、保全につながる商品・サービスを利用することで貢献したいという意見の割合が高いことから、保全・保護活動を間接的に支える商品・サービスについての情報発信が重要です。

生物多様性に関する情報を提供するとともに、生息環境の保全、野生生物の保護、外来生物対策の推進、野生鳥獣の適正管理、保全活動の担い手の育成により、生物多様性を保全していく必要があります。

また、現在、国は30by30の達成のため、OECM(保護地区以外での生物多様性保全に資する地域)の検討を進めています。大都市近郊の貴重な自然を有する本町は、30by30達成に貢献できる素養があります。30by30についての周知を図り、町内企業や保護活動団体とOECMの検討・登録を図っていくことが重要です。

- 自然とのふれあいの場の確保

前計画策定以降、エコツーリズムやイベントを開催し、自然とふれあえる機会を提供してきましたが、町立キャンプ場の閉鎖に加え、新型コロナウイルス感染拡大によりイベントも中止・縮小されており、今後の方針を検討する必要があります。

今後も、更に多くの人に豊かな自然を理解してもらうため、自然観察会や環境教室、エコツーリズムを促進する等、自然とふれあう機会の充実を図るとともに、桜井せせらぎ公園を始めとした、日常的に自然と触れ合える場の整備を進めていくことが重要です。

(3) 低炭素社会

- 省エネの普及促進

アンケートによると、約7割の人が地球温暖化による影響について関心を持っています。省エネ家電を利用している方の割合は計画策定時からあまり変化していませんが、高効率給湯器を利用している人の割合は増加しています。その上で、費用の低下や助成金等があれば環境に配慮した製品を利用したいと考えている方は多く、更なる省エネの普及には費用面での施策の検討が必要です。温室効果ガス排出量の削減に関する目標は、一人ひとりが意欲的に省エネや脱炭素に取り組まなければその達成は難しいです。今後も住民・事業者に対し省エネ行動の徹底を呼び掛けるとともに、効果的な省エネ手法などの情報を発信していく必要があります。

- 再生可能エネルギーの導入促進

令和4（2022）年度に住民・事業者を対象に行った地球温暖化対策に関するアンケートでは、再生可能エネルギーなどの導入が出来ない理由の多くが費用面の問題となっていました。そのため、再生可能エネルギー導入目標達成に向け、再生可能エネルギーの自家消費を進めるための情報発信や補助制度の拡充が重要です。

現在は主に太陽光の利用を促進していますが、今後も多種多様な再生可能エネルギーの中から、本町に適したエネルギーを選択し、住民・事業者・町が全員協働の下、積極的に導入・拡大することが必要です。

省エネや再生可能エネルギーの導入は温室効果ガス排出量を削減するうえで重要な取組です。しかしながら、気候変動による様々な影響については、温室効果ガスの排出削減と吸収対策を最大限実施したとしても完全に避けることはできません。そのため、気候変動により既に生じている影響や将来予測される影響に対して、被害の防止や軽減を図る「適応」が必要とされています。各主体それぞれが適応策を推進していくために、情報発信を行うとともに、自然災害に対する備えを強化していくことが重要です。

また、クールオアシスなど日常生活の中でできる適応策についての情報発信や協力施設の拡充を進める必要があります。

(4) 循環型社会

- 4R の推進

令和元（2019）年 5 月に国が策定した「プラスチック資源循環戦略」では 3 R+Renewable（リニューアブル：再生素材や再生可能資源への切り替え）が基本理念とされており、本町でもより一層の環境負荷低減を図るためにこれまで取り組んできた 4 R 活動（ごみの分別・削減）の取組に加え Renewable も推進していく必要があります。住民アンケートではプラスチックリサイクルについての意見も出ており、リサイクルに向けた分別・回収手法の検討が求められています。

また、日本の食品ロス（まだ食べられるのに廃棄される食品）は年間約 472 万トンと推計されており、国民 1 人当たりが毎日おにぎり 1 個の食べ物を捨てている計算になります。本町でも食品ロス削減を進めるために、フードドライブやてまどりとといった身近な取組について情報発信するとともに取組を推進し、住民・事業者の食品ロスに対する意識の向上を図る必要があります。ごみ全体の減量に加え、食品ロス削減も同時に進める必要があります。

- ごみの適正処理

本町は海に面してはいませんが、水無瀬川や淀川などの河川があることから、海洋プラスチックを身近な問題と捉え、本町の美しい景観や住みよい地域環境を守るためにも、不法投棄は犯罪だという意識の啓発、不法投棄させない環境づくりが必要です。また、町内から排出されたごみが不適切に処理されないよう、ごみの適正な排出と処理を徹底するなど、廃棄物による環境負荷を低減させることが必要です。

(5) 生活環境の保全

- 水環境の保全

町内の河川や地下水はおおむね環境基準を達成していますが、基準値を上回る地点もあります。水環境は私たちが健康を維持する上でも重要なものであり、本町の誇りでもある「離宮の水」や、美味しい地下水を次世代に繋いでいくためにも、生活排水対策をはじめ、できるかぎり環境に負荷をかけない暮らし方を心がける必要があります。

また、PFAS 等の健康への影響が懸念されている物質についても、国や府の動向を踏まえ、適宜対応していく必要があります。

- 大気・生活環境の保全

大気・生活環境は、私たちが安心して生活する上でも重要なものであるため、大気・生活環境に関する情報の提供をはじめ、自動車による大気汚染・騒音対策や、事業活動に伴う大気汚染物質・特定化学物質等の適正管理を推進していく必要があります。

第4章 島本町が目指す環境像と基本方針

第1節 島本町が目指す環境像

「島本町が目指す環境像」とは、住民・事業者・町に共通する長期的目標として将来の本町のあるべき環境の姿を示すものとして掲げるものです。前計画策定時に「しまもと環境住民会議」等の意見を参考に前計画策定時に定めた環境像を、本計画でも「目指す環境像」として継承します。

島本町が目指す環境像

ひと まち しぜんの 三川合流 しまもと

【ひと】

世界的に地球温暖化問題が注目されていますが、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第6次評価報告書によると、「人間活動の影響が大気や海洋、陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない」と断言されています。産業の発展による温室効果ガス排出量の増加、生活水準の向上によって生じるごみ問題など、「ひと」と環境問題は切り離して考えることはできません。私たち一人ひとりの心がけと行動が、本町の自然環境はもちろんのこと、地球環境の保全にもつながります。

【まち】

本町はその名のとおり「まち」であり、豊かな自然環境を持ちながら、大阪・京都の中心部に近い「トカイナカ」であることが特徴です。この良好な環境を生かし、「まち」と自然が溶け込む姿を創造します。

【しぜん】

「しまもと」という言葉の次に「自然環境が豊か」というフレーズが続くことに違和感を持つ住民は少ないでしょう。何十年、何百年後の島本町を思い浮かべても「しぜん」という言葉に代表される自然と調和したまちをつくります。

【三川合流】

本町は、桂川・宇治川・木津川の三川の合流地点のほとりに位置しています。河川本来の流れ、つながり、広がりのように、本町の未来に向けて「ひと」「まち」「しぜん」が川の流れのようにつながり、環境保全活動の輪が広がっていくことを目指します。

第2節 基本方針

「島本町が目指す環境像」を実現するため、次の5つの基本方針に基づき、総合的・体系的に環境に関わる施策を推進していきます。

基本方針

- 1 かしこくなくろう！全員参加のまちづくり（環境学習）
- 2 守り活かす！しまもとの自然と共に暮らすまちづくり（自然共生社会）
- 3 できることからはじめよう！地球にやさしいまちづくり（脱炭素社会）
- 4 みんなでやろう！資源が循環するまちづくり（循環型社会）
- 5 健やかに暮らそう！安全・安心のまちづくり（生活環境の保全）

基本方針1 かしこくなくろう！全員参加のまちづくり（環境学習）

町内の学校園所や、環境に関わる様々な団体では、身近な自然やリサイクルを通じた環境学習や、里山保全活動などの実践活動が進められています。このような基盤を活かしながら、身近な地域の環境から地球規模の環境まで、学校や学習イベント、家庭等場所を選ばず、子どもも大人も楽しく学べるさまざまな場や機会を提供し、これらを通じて住民一人ひとりが賢くなり、全員参加で環境を意識した行動を心がけるまちづくりを進めます。

基本方針2 守り活かす！しまもとの自然と共に暮らすまちづくり（自然共生社会）

本町の恵まれた自然環境は、まちづくりに欠くことのできない貴重な財産であり、その保全と活用が重要な課題となっています。この課題に対しては、土地所有者のみの努力のみにとどまらず、本町を構成する住民・事業者・町など全ての主体が、恵まれた自然環境の保全・活用という目標に向けてのパートナーとして、互いに責任を持ち、参加し、連帯協力し合える仕組みづくりが必要です。

加えて、本町の自然環境を守り続けることで、国際的な生態系に関する目標に貢献し、島本の自然を世界に発信することを目指します。

また、本町のシンボル河川である水無瀬川と、その周辺の整備を推進するため、地下水のかん養や動植物の保護等に配慮しながら、水辺環境の保全と活用を推進します。

さらに、健全な生態系や生物多様性、自然と気軽にふれあえる場を確保することにより、自然と人が共生できるまちづくりを進めます。

基本方針3 できることからはじめよう！地球にやさしいまちづくり（脱炭素社会）

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つとなっており、私たちは資源やエネルギーを効率よく利用するよう努めながら、環境に配慮した社会経済活動や生活様式に一日でも早く転換することが求められています。

本町は脱炭素につながる豊かな暮らしを創る新しい国民運動「デコ活」に賛同し、その普及啓発を行っています。一人ひとりが地球温暖化問題への認識を深め、意欲的に地球温暖化対策を進めることにより、地球にやさしい脱炭素社会づくりを進めます。

また、短期間豪雨や熱中症患者の増加等の気候変動による影響に対し、被害を軽減するための適応策を進めます。

基本方針4 みんなでやろう！資源が循環するまちづくり（循環型社会）

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動により、私たちは大量の廃棄物を発生させています。持続可能な社会を構築するために、本町でこれまで取り組んできた4R（発生抑制、再使用、再生利用、発生回避）に、新たに取組が求められている「Renewable（再生可能素材への置き換え）」を加えた4R+Renewableに取り組めます。

一人ひとりがごみ問題への認識を深め、みんなで一体となって、ごみの減量化やリサイクルに取り組むことで、資源が循環する循環型社会づくりを進めます。

基本方針5 健やかに暮らそう！安全・安心のまちづくり（生活環境の保全）

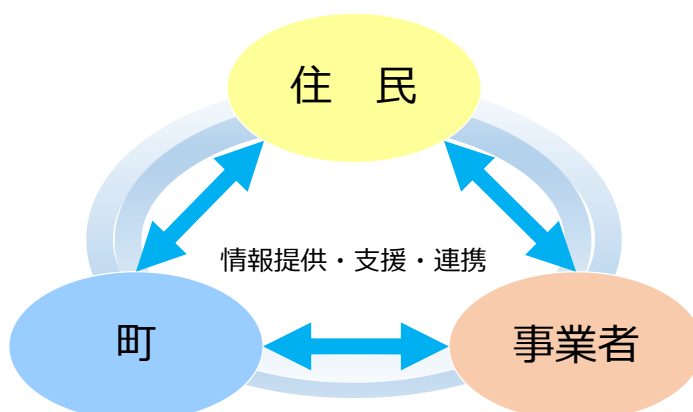
自動車交通による大気汚染や排水による水質汚濁などは、私たちの日常生活や事業活動から生じ、住民の健康や生活に影響を及ぼしています。

本町では、大気、水質などはおおむね良好な状態を維持していますが、いつまでも住みたいまちを目指して、今後も良好な生活環境を維持し、健康で暮らせる安全・安心なまちづくりを進めます。

第5章 施策の展開

第1節 各主体の基本的役割

「島本町が目指す環境像」を実現していくためには、町・住民・事業者がそれぞれの役割分担の下に自主的・積極的に環境に配慮した行動をしていく必要があります。その主な役割は以下のとおりです。



1-1 町の役割

町は、本町の自然や地域特性を生かしながら、良好な環境を保全・創出し、次の世代に引き継ぐため、本計画の施策を体系的・総合的に推進するとともに、各主体の自主的な環境に配慮した行動を促進します。また、自らが率先して、事務事業に伴う環境への負荷の低減に努めると共に、広域的な取組が必要とされる課題については、国や府、近隣自治体と協力・連携して対応します。さらに事業実施にあたってチェック体制の構築を図り、適切な進行管理を行います。

1-2 住民の役割

住民は、環境学習への参加や地域の環境保全活動などを通じて、環境問題について考え、理解し、環境にやさしいライフスタイルの定着を図ります。まずは、できることから行動し、町・事業者・活動団体と協働しながら、積極的に環境に配慮した行動を実践します。

しまもと環境・未来ネット等の活動団体は、地域に密着した森林保全、緑化、リサイクル、環境学習等のきめ細やかな活動を通じて、地域環境の向上に努めます。

1-3 事業者の役割

事業者は、その社会的責任を踏まえ、公害の防止や廃棄物の適正な処理、自然環境の保全など環境保全対策に積極的に取り組めます。また、町が実施する施策への協力や、地域の環境保全活動等に参加することにより、地域の環境づくりに貢献します。このような活動を通じて、従業員に対する環境学習を推進し、環境に対する関心を高めていくことも役割の一つです。

第2節 施策の体系

前計画の進捗状況や課題を踏まえ、「島本町が目指す環境像」の実現に向け、基本方針に基づき、基本施策等を次のように体系づけ、町・住民・事業者が協働して実施します。

基本方針	基本施策	施策
1 かしこくなろう！ 全員参加の まちづくり （環境学習）	(1)学校園所等における環境学習の推進	郷土の環境を活かした環境学習の推進
		地域との協働による環境学習の推進
		施設・教材を活用した環境学習の推進
		教職員の研修
	(2)地域における環境学習の推進	生涯にわたる環境学習の推進
		家庭での環境学習の推進
		環境学習指導者の育成
		環境情報の整備・提供
	(3)環境保全活動の推進	マナー・モラルの意識の向上
		地域ぐるみの活動の推進
		交流の場づくりと連携の強化
		各主体による率先行動
2 守り活かす！ しまもとの自然と 共に暮らす まちづくり （自然共生社会）	(1)水と緑の保全	水と緑に関する情報の提供
		農林業の振興
		河川・水辺環境の保全
	(2)生物多様性の保全	生物多様性に関する情報の提供
		重要な野生生物の保護
		外来生物対策の推進
		野生鳥獣の適正管理
	(3)自然とのふれあいの場の確保	自然とふれあう場の確保・充実
		緑づくりへの参加促進
		エコツーリズムの推進

基本方針	基本施策	施策
3 できることから はじめよう！ 地球にやさしい まちづくり （脱炭素社会）	(1)省エネの普及促進	省エネ意識の向上
		脱炭素ライフスタイルの促進
		脱炭素ビジネススタイルの促進
		交通における脱炭素化の推進
	(2)再生可能エネルギーの導入促進	公共施設への再生可能エネルギーの導入
		再生可能エネルギーの導入支援
		新しい財源の確保
	(3)気候変動への適応	災害対策の強化
		気候変動適応に関する情報提供
		分野別適応策の推進
4 みんなでやろう！ 資源が循環する まちづくり （循環型社会）	(1)4R+Renewableの推進	ごみの発生回避の推進(Refuse)
		ごみの減量化の推進（Reduce）
		ごみの再利用の推進（Reuse）
		ごみの再資源化の推進（Recycle）
		プラスチックの再生素材や再生可能資源への置き換えの推進（Renewable）
		食品ロス削減の推進
	(2)ごみの適正処理	ポイ捨てしない意識の啓発
		不法投棄防止対策の推進
		ごみの適正処理の推進
5 健やかに暮らそう！ 安全・安心の まちづくり （生活環境の保全）	(1)水環境の保全	生活排水対策の推進
		水質の監視・調査
		地下水の保全
	(2)大気・生活環境の保全	大気・生活環境に関する情報の提供
		大気汚染物質等の監視・調査
		自動車による大気汚染・騒音の防止

第3節 基本施策と各主体の取組

「島本町が目指す環境像」を実現するため、5つの基本方針に基づき、総合的・体系的に環境に関わる施策を推進していきます。

また、取組・施策の中で、重点的かつ優先的に取り組むべきものとして判断された施策・取組を「重点プロジェクト」として位置づけ、本計画の実効性を確保するとともに施策全体の牽引効果を図っていきます。

※重点プロジェクトには **重点** マークをつけています。

基本方針1 **かしこくならろう！全員参加のまちづくり（環境学習）**

本町では町内の学校園所や施設での環境学習、環境保全団体による実践活動が進められています。このような基盤を活かしながら、身近な地域から地球規模の環境まで、年齢に関係なく全員が楽しく学べる場や機会を提供し、住民一人ひとりが賢くなることで、全員参加で環境を意識した行動を心がけるまちづくりを進めます。

まちの環境は住民・事業者・町がともに作っていくものであり、その第一歩となる環境に対する学びを推進します。



<SDGs と関連する内容>

- ・ 学校等や地域での環境学習の機会を提供します
- ・ 環境や気候変動に関する情報を提供し、啓発します
- ・ 町、住民、事業者によるパートナーシップで取組を進めます

(1) 学校園所等における環境学習の推進

■ 目標

学校園所等での環境学習を進め、学んだことを家庭や地域に広げていける環境意識の高い人を育成します。

指標	単位	現況	目標
島本環境・未来ネット及び町が開催する環境学習の場の数	回	0	

注) 特に記載ない限り、指標値の現況年度は令和 5（2023）年度、目標年度は令和 16（2034）年度の数値を示す。以下同様とする。

■ 各主体の取組

各主体	取組内容
町	○郷土の環境を活かした環境学習の推進 府指定天然記念物である「大沢のすぎ」、「尺代のやまもも」、「若山神社のツブラジイ林」等の本町の貴重な自然や歴史・文化に触れることで、郷土の環境のすばらしさを発見するなど、身近な環境学習を推進します。 ○地域との協働による環境学習の推進 出前講座や農業体験、リサイクル活動など、地域の専門家や経験者と協働した環境学習を推進します。自治会や学校、企業などの各団体がそれぞれ独自に実施している活動を、協働で実施することを促進します。 ○施設・教材を活用した環境学習の推進 太陽光発電システムや緑のカーテン等、学校園所の施設・教材を活用した環境学習を推進します。 ○教職員の研修 学校園所の教職員を対象に、環境学習の進め方等についての実践的な指導力を育成するための研修に努めます。
住民	○学校園所での環境学習に関する理解を深め、家庭でも環境について話し合う場を持つようにしましょう。 ○子どもたちが学んだ環境学習を家庭で活かしましょう。 ○学校園所での環境学習に参加協力しましょう。
事業者	○施設見学の受け入れや農林水産業体験の場の提供など、体験型の環境学習に協力しましょう。 ○環境出前授業等、学校園所の環境学習に積極的に参加・協力しましょう。 ○環境学習教材の開発・提供に協力しましょう。

(2) 地域における環境学習の推進

■ 目標

地域での環境学習を進めることにより、住民一人ひとりが賢くなり、全員参加で環境を意識した行動が実践できるまちを目指します。

指標	単位	現況	目標
しまもと環境・未来ネットが開催若しくは共催する講座や行事の参加人数	累積参加人数	10,076	20,000

■ 各主体の取組

各主体	取組内容
町	○生涯にわたる環境学習の推進 重点 幼児・学生・成人など世代に合わせた学習の手法や課題点について検討し、生涯にわたる環境学習の充実を図ります。また、本町の自然を活かし、親子で一緒に学べる体験学習を推進します。 ○家庭での環境学習の推進 各家庭で環境学習に取り組めるよう、教材の作成や話題作りを推進します。 ○環境学習指導者の育成 重点 しまもと環境・未来ネットを中心とし、各種講習会や研修会などを通じて、環境学習に関する指導者の育成や環境学習プログラムの作成に努めます。講義だけでなく、体験型の学習を体系的に行い、環境保全活動を実施できる人材を育成します。 ○環境情報の整備・提供 環境問題や環境に配慮した取組に関する最新のデータを収集し、参考となる情報を提供します。町内の環境の現状については、情報提供のための資料を作成するなど、周知方法を検討します。
住民	○住民参加型調査や自然観察会など体験型の環境学習に参加し、環境保全に対する理解を深めましょう。 重点 ○環境学習指導者の養成講座や環境保全活動等に参加し、地域の環境学習の発展に貢献しましょう。 重点 ○地域の環境保全に関するさまざまな情報を入手しましょう。 ○環境保全意識を高め、みんなが気持ちよく暮らせるように、家庭や学校でマナーについて話し合いましょう。

事業者	○施設見学の受け入れや農林水産業体験の場の提供など、体験型の環境学習に協力しましょう。(再掲) 重点 ○事業活動の経験や知識を活かした講習会の開催など地域での環境学習に参加・協力しましょう。 重点 ○従業員の研修制度に環境問題を取り入れるなど、職場全体で環境学習を推進しましょう。
-----	---

(3) 環境保全活動の推進

■ 目標

各主体の連携・協働により、環境保全活動の充実・活性化を図ります。

指標	単位	現況	目標
町内一斉清掃等環境保全参加人数	人	4,000 (夏・冬の 一斉清掃)	5,000

■ 各主体の取組

各主体	取組内容
町	○マナー・モラル意識の向上 犬のふん放置やポイ捨て、不法駐輪等の防止として、一人ひとりのモラルを高めるためにマナーを啓発し、住民協働で町の美化を図ります。 肺がん検診の際の喫煙者への禁煙指導や受動喫煙防止の為のポスターの掲示を行います。 ○地域ぐるみの活動の推進 重点 住民の環境保全活動への参加促進や、各地域の住民・事業者・活動団体が協力・連携して環境保全活動や情報交換を行うことができる仕組みづくりなど、地域ぐるみの活動を推進します。 島本町生活環境美化推進連絡会を中心に、町内一斉清掃を行うとともに、ごみの散乱状況や清掃活動をまとめた「ごみマップ」を作成します。また、作成したマップをもとに、住民全員が参加し散乱ごみをゼロにする「ごみゼロ」の日を制定します。 ○交流の場づくりと連携の強化 重点 各主体が自らの有する環境情報を積極的に受発信できる交流の場を構築し、各主体の連携強化を図ります。 緑の探索会を開催し、保全団体や住民と共同で町の緑の現状をまとめた探索マップを作成します。また、作成した探索マップを公開し、保全活動に対する理解と参加の促進を促します。 ○各主体による率先行動 「島本町地球温暖化対策実行計画」に基づき、本町における事務事業に

	伴う省資源・省エネルギーに関する率先行動を推進します。本町の事業活動における環境保全活動の継続的改善と環境汚染の防止を実施するため、職員一人ひとりが環境負荷を意識した事業活動を行います。 また、再生可能エネルギー由来の電力の調達や非化石証書の活用を推進します。 環境保全に関する情報提供や普及啓発など、事業者が自発的に行う環境保全活動を支援します。 フェアトレード等の環境に配慮した製品・マークについて普及啓発を図ります。
住民	○環境保全意識を高め、みんなが気持ちよく暮らせるように、家庭や学校でマナーについて話し合しましょう。(再掲) ○環境学習で得た知識を活かし、環境保全活動を行きましょう。重点 ○地域の環境美化活動、環境イベント等に積極的に参加しましょう。重点 ○散乱ごみをゼロにする「ゴミゼロ」の日達成に向けて、地域の清掃活動やごみマップの作成に協力しましょう。重点 ○緑の探索会に参加し、緑の探索マップの作成に協力しましょう。重点 ○「ゼロカーボンアクション 30」等、日常における環境配慮行動を実践しましょう。 ○フェアトレードマークがついた商品など、環境に配慮した製品を購入しましょう。
事業者	○地域の環境保全活動、清掃活動、環境イベント等に積極的に参加しましょう。重点 ○環境保全活動の実施状況等をホームページや環境報告書（CSR 報告書等）などで広く公表しましょう。 ○緑の探索会に参加し、緑の探索マップの作成に協力しましょう。重点 ○環境保全について、事業活動における自主的な活動を推進しましょう。 ○環境保全活動活動を支援する商品やサービスの利用を推進しましょう。 ○フェアトレードマークがついた商品など、環境に配慮した製品を購入・利用しましょう。

基本方針2 守り活かす！しまもとの自然と共に暮らすまちづくり (自然共生社会)

本町の恵まれた自然環境は、まちづくりに欠かすことのできない貴重な財産であり、その保全と活用は重要な課題となっています。この課題に対しては、土地所有者の努力のみにとどまらず、本町を構成する住民・事業者・町など全ての主体が、恵まれた自然環境の保全・活用という目標に向けて、互いに責任をもち、参加し、連帯協力し合える仕組みづくりが必要です。

町の貴重な自然を保ち続けるためにも、森や水辺の保全活動を推進し、30by30 に貢献する自然共生サイトについて理解を深め、島本の自然と暮らす営みを町の外にも発信していくことが重要です。

さらに、健全な生態系や生物多様性、自然と気軽にふれあえる場を確保することにより、自然と人が共生できるまちづくりを進めます。



<SDGs と関連する内容>

- ・本町の水道水源となっている地下水を保全します
- ・町域内の河川を良好な水質に保ちます
- ・水辺や山地の生態系を守ります
- ・河川の清掃を行い、海域へ流出するごみを減らします
- ・森林の整備・保全を行います
- ・外来生物対策を行います

(1) 水と緑の保全

■ 目標

住民や事業者と協働し、森林や河川、地下水の保全と活用を図り、自然と共生するまちを目指します。

指標	単位	現況	目標
森林ボランティア数	人	105	130

■ 各主体の取組

各主体	取組内容
町	○水と緑に関する情報の提供 町内の水と緑の現状に関する資料や、住民や事業者と協働で行った活動内容等をホームページや広報などで情報を提供します。 ○農林業の振興 「島本町森林整備計画」に基づき、水源かん養機能、山地災害防止・土壌保全機能、快適環境形成機能など森林が持つ多面的機能を維持・活用するため、計画的な森林の保全に努めます。 町内の農林産物の PR や地産地消の推進、有害鳥獣への対応、ファミリー農園などによる遊休農地の活用など、都市農業を推進し、農林業の振興に努めます。また、農林業の後継者不足に対し、農林業初心者へのサポートや農地と希望者のマッチング支援などの対策を検討します。 森林ボランティア等に対して支援を行い、事業の活性化を促進します。 また、最近の台風による風倒木被害や放置竹林に対しては、森林所有者、大阪府、事業者、森林保全団体等と協働して取り組むとともに、定期的な情報交換を行う場を提供し、里山保全活動の活性化に努めます。 ○河川・水辺環境の保全 住民や関係機関と連携・協働しながら、水無瀬川などの定期的な清掃活動や不法投棄のパトロールなど水辺環境の保全に努め、景観・観光資源としての魅力を向上させます。 また、町の誇るべき財産である地下水を守り続けるため、地下水位観測や地下水かん養のための森林保全など、地下水の水量を維持し、将来にわたり安定して利用するための施策を推進します。
住民	○間伐材などを使用した製品や有機農産物の購入に努めましょう。 ○森林所有者は、森林の水源かん養など多面的機能の持続的発揮のため、適切な山の管理に努めましょう。 ○里山保全に関する探索会などのイベントに参加して、活動団体に対する理解を深めましょう。 ○朝市などを利用して、町内の農林産物を積極的に活用しましょう。 ○河川の清掃活動や保全活動に積極的に参加・協力しましょう。
事業者	○河川の清掃活動や森林の保全活動に積極的に参加・協力しましょう。 ○森林の水源かん養など多面的機能の持続的発揮のため、適切な山の管理に努めましょう。

	○各種事業の実施に際しては、法律や規制を遵守するとともに、自然環境の保全に配慮しましょう。
--	---

(2) 生物多様性の保全

■ 目標

重要な野生生物の保護等により生物多様性を維持・保全し、自然の恵みを享受できるまちを目指します。

指標	単位	現況	目標
特定外来生物駆除件数（アライグマ）	頭	16	20
自然共生サイト登録数	件	1	3

■ 各主体の取組

各主体	取組内容
町	○生物多様性に関する情報の提供 重点 町が事務事業を行う際には、生物多様性保全・創出ガイドラインを活用し、生物多様性に配慮した施策を進めます。 保全活動団体や企業に対し 30by30 についての情報を発信し、自然共生サイトへの登録を図ります。 住民に対し、30by30 についての情報を発信し、国際目標に関する理解と意識向上を図ります。 ふるさと納税や町内の保全・保護活動の支援につながる商品・サービスについての情報を発信します。 生物多様性に関する正しい情報を基に一人ひとりが行動できるよう、ホームページや広報などで周知・啓発します。 ○重要な野生生物の保護 重点 野生動植物の分布、生息・生育環境などに関する各種調査や情報の収集を行い、重要種や在来種の野生生物の保護や生息環境の保全等を検討します。また、町内に生息する保存すべき動植物の指定リストを作成し、適切な保全を推進します。 緑地保全に取り組むボランティア団体との覚書に基づき、ヒメボタルが生息する緑地について適切な維持管理を行います。 ○外来生物対策の推進 重点

	外来生物の生息・生育実態を把握し、生態系への影響や農林水産業等への被害防止のための防除及び適正な管理を行うとともに、住民等に対し外来生物の移植・移入の防止及び防除に関する普及啓発に努めます。 特定外来生物に加え、スクミリンゴガイ等の町内に生息する外来種をリスト化し対策に努めます。 ○野生鳥獣の適正管理 農作物に対するイノシシ、シカ等の有害鳥獣の被害に対処するため、関係機関と連携して、有害鳥獣の捕獲など適正管理に努めます。
住民	○生物多様性保全・創出ガイドラインの内容を尊重し、生物多様性に配慮しましょう。 ○生物多様性に関する正しい情報を理解し、生物調査や保全活動に参加・協力しましょう。重点 ○重要な植物を自生地から持ち帰らないようにしましょう。 ○重要な動物を観察する場合はストレスを与えないよう配慮しましょう。 ○外来生物の遺棄・放逐、自然植生中への植栽を行わないようにしましょう。重点
事業者	○生物多様性保全・創出ガイドラインの内容を尊重し、生物多様性に配慮しましょう。 ○野生生物の生息・生育状況や生物多様性に関する調査への協力や情報を提供しましょう。重点 ○30by30 についての情報を集め、自然共生サイトへの登録や生態系保全活動に参加・協力しましょう。重点 ○事業の実施に際しては、野生生物の生息・生育環境の配慮に努めましょう。 ○外来生物の販売業者は、適切な飼育や栽培方法についての啓発に努めましょう。 ○農業事業者は、イノシシ・シカなど有害鳥獣の捕獲に協力しましょう。

(3) 自然とのふれあいの場の確保

■ 目標

自然とのふれあいを通じて、自然のおもしろさ、大切さを住民が認識することにより、自然環境保全の意識高揚を目指します。

指標	単位	現況	目標
自然観察会の延べ開催回数	回	5	10
自然観察会の延べ参加人数	人	150	300

■ 各主体の取組

各主体	取組内容
町	○自然とふれあう場の確保・充実 重点 水生生物観察会などの自然観察会を通じ、自然環境を実感できる場を提供します。公園・緑地については計画的な整備を図るとともに、住民などとの協働を含む適切な維持・管理を推進します。 生物多様性に配慮した「桜井せせらぎ公園」をモデルとして、生物多様性と住民の憩い・学びが両立した「自然共生地」を他の地域でも検討していきます。 ○緑づくりへの参加促進 公共施設の緑化など、多様な主体の参加と協働によるみどり豊かなまちづくりを促進します。 良好な居住環境を創出するため、民有地の緑化を促進します。また、周辺との調和を図るため、事業所などの緑化を促進します。 ○エコツーリズムの推進 本町の自然・文化に触れ、環境問題への関心を高める取組の充実を図るため、エコツーリズムを推進します。
住民	○自然とのふれあいを通じて、自然に関する理解の向上・学びに努めましょう。 重点 ○家庭では花や緑を植え、まちの緑化に協力しましょう。 ○自然観察会など自然に親しむイベントに積極的に参加しましょう。 重点 ○里山保全団体の活動や地区の緑化活動等に参加しましょう。 ○エコツーリズムに参加・協力しましょう。
事業者	○事業所内に緑地を積極的に確保するなど、自然とふれあえる場の整備に

	協力しましょう。 ○自然保護団体の活動や地区の緑化活動等に参加しましょう。 ○農林漁業体験など自然とふれあう会の提供に努めましょう。
--	---

基本方針3 できることからはじめよう！地球にやさしいまちづくり (脱炭素社会)

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つとなっており、私たちは資源やエネルギーを効率よく利用するよう努めながら、環境に配慮した社会経済活動や生活様式に一日でも早く転換することが求められています。

本町は脱炭素につながる豊かな暮らしを創る新しい国民運動「デコ活」に賛同し、その普及啓発を行っています。脱炭素に向け、一人ひとりが取り組めるように、情報提供等による普及促進を図るとともに、町も1事業者として公共施設への再生可能エネルギー導入や脱炭素スタイルを推進します。

また、短期間豪雨や猛暑日の増加等住民の生活を脅かす気候変動による影響に対し、被害を軽減するための適応策を進めます。



＜SDGs と関連する内容＞

- ・再生可能エネルギーを普及促進します
- ・省エネルギー化を推進します
- ・気候変動（地球温暖化）に関する教育、啓発を行います

(1) 省エネ行動の普及促進

■ 目標

2050 年までに町から排出される温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、2030 年度までに温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 51%削減を目指します。

指標	単位	現況	目標
町内の温室効果ガス排出量	千トン	130.9 (2020 年度)	78.8 (2030 年)
町の事業活動から排出される温室効果ガス排出量	千トン	7.4	R8 (2026) 年度までに H25 (2013) 年度比 39.0%削減 R12 (2030) 年度までに 51%削減

■ 各主体の取組

各主体	取組内容
町	○省エネ意識の向上 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」に賛同し、家庭や事業所などで実践できる省エネ活動と、その効果などに関する情報を町のホームページや広報などを通じて発信し、省エネ行動に向けた意識の向上を図ります。 ○脱炭素ライフスタイルの促進 「ゼロカーボンアクション 30」や普及・啓発など、家庭における脱炭素スタイルの定着を促進します。また、省エネ製品や ZEH、断熱窓回収等の長期的な視点によるメリット・デメリットを考慮した情報を提供します。 ○脱炭素ビジネススタイルの促進 「島本町地球温暖化対策実行計画」に基づき、本町における事務事業に伴う省資源・省エネルギーに関する率先行動を推進します。 「島本町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、住民や事業者に対し、脱炭素ビジネススタイルの浸透を図ります。 ○交通における脱炭素化の推進 ゼロカーボンドライブの啓発、ノーマイカー運動の推進、電気自動車等の次世代自動車への買い替えを進めるための普及啓発等を行います。 小型モビリティ等、多様な交通手段を検討し、交通における温室効果ガス排出量の削減を図ります。
住民	○「ゼロカーボンアクション 30」等、日常の省エネ行動を実践しましょう。 ○住宅の断熱改修や ZEH、省エネ性能の高い家電、LED 照明の選択などに努めましょう。 ○徒歩や自転車、公共交通機関などの環境にやさしい交通手段の利用を心がけましょう。 ○自動車を購入する際は、走行中に温室効果ガスを出さない次世代自動車を選ぶように努めましょう。 ○自動車を運転する際は、エコドライブに努めましょう。
事業者	○省エネ行動や、省エネルギー機器の導入、エネルギーの有効活用など、事業活動に伴う二酸化炭素排出量の削減に努めましょう。 ○省エネ診断を行い、建物の断熱化や ZEB 化、空調や機器の省エネルギー化など、温室効果ガス排出量の少ない設備導入に努めましょう。

	○省エネ型の商品の使用、研究開発、販売に努めましょう。 ○徒歩や自転車、公共交通機関などの交通手段の利用を奨励しましょう。 ○自動車を購入する際は、走行中に温室効果ガスを出さない次世代自動車を選ぶように努めましょう。 ○自動車を運転する際は、エコドライブに努めましょう。
--	---

(2) 再生可能エネルギーの導入促進

■ 目標

再生可能エネルギーの導入推進により、本町内のエネルギー自給率向上を目指します。

指標	単位	現況	目標
町域の再生可能エネルギー導入量	kW	2,836	19,800

■ 各主体の取組

各主体	取組内容
町	○公共施設への再生可能エネルギーの導入 重点 太陽光などを活用した再生可能エネルギーについて、PPA モデルを含めた公共施設への導入を検討します。 また、再生可能エネルギー由来の電力の調達や非化石証書の活用を推進します。 ○再生可能エネルギーの導入支援 重点 国等が実施している設置支援制度に関する情報提供を行い、再生可能エネルギーの導入を支援します。 バイオマスや小水力など地域の資源を活用した未利用の再生可能エネルギーの導入を支援するとともに、再生可能エネルギー比率の高い電力への転換を促進します。 町で購入可能な再エネ比率の高い電力を供給している電力会社などの情報発信を行います。 ○新しい財源の確保 グリーンファンドの活用など、利用先を明確にした財源確保の方法を検討します。
住民	○再生可能エネルギー導入の意義、目的についての理解を深めましょう。

	○太陽光発電や太陽熱利用などの再生可能エネルギーの導入及び蓄電池の導入について検討しましょう。重点 ○再生可能エネルギー比率の高い電力の購入を検討しましょう。重点 ○グリーンファンドへの投資など地域の再生可能エネルギーの導入に協力しましょう。
事業者	○再生可能エネルギーの情報提供、普及啓発に協力しましょう。 ○太陽光発電や太陽熱利用などの再生可能エネルギーの導入及び蓄電池の導入について検討しましょう。重点 ○再生可能エネルギー比率の高い電力の購入を検討しましょう。重点 ○地域の資源を活用した未利用の再生可能エネルギーの調査・研究に協力しましょう。重点

(3) 気候変動への適応

■ 目標

温暖化対策を最大限行っても発生する猛暑や短期間豪雨などの気候変動に対し、予防や対策による適応策を推進し、暮らしやすいまちづくりを目指します。

指標	単位	現況	目標
クールスオアシス	箇所	5	10

■ 各主体の取組

各主体	取組内容
町	○災害対策の強化 短期間豪雨による河川の氾濫や土砂崩れに対し、ハザードマップや非常用電源の拡充を行い、災害発生時の被害軽減・早期復興を図ります。 ○気候変動適応に関する情報提供 住民の健康や暮らしに影響を与える気候変動の影響や適応策についての情報を発信し、適応策の普及促進を図ります。 ○分野別適応策の推進 島本町に影響があると考えられる「農業」「水環境・水資源」「自然災害」「健康」「住民生活・都市生活」分野における適応策を推進します。
住民	○普段からハザードマップや災害用備蓄を確認し、災害に備えましょう。 ○町や府の気候変動適応センターの発信する情報を確認しましょう。

	○クールオアシスや熱中症アラート等を活用するとともに、水分・塩分をこまめに補給し熱中症予防を行いましょう
事業者	○災害に備え、非常用電源や避難計画等の備えを整えましょう。 ○業務に関連する気候変動の影響とそれに対する適応策について確認し、適応策に取り組みましょう。 ○クールオアシスの開放や熱中症対策の徹底を図りましょう。

基本方針4 みんなでやろう！資源が循環するまちづくり（循環型社会）

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会は環境に大きな負荷をかけています。特に石油を原料とするプラスチックは燃やすことで温室効果ガスを発生させるほか、自然界では分解されないため、環境汚染の原因にもなります。



<SDGs と関連する内容>

- ・ 廃棄物の適正な管理を行います
- ・ ごみの減量化とリサイクルについて啓発します

(1) 4R+Renewable の推進

■ 目標

4 R+Renewable（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル、リニューアブル）の推進により、更なるごみの減量化・資源化を目指します。

指標	単位	現況	目標
一人一日当たりのごみ排出量	g/人・日	606 (R4 年度)	
リサイクル率	%	15.7 (R4 年度)	

■ 各主体の取組

各主体	取組内容
町	○ごみの発生回避の推進（refuse）重点 マイボトルの使用や量り売りを推進し、不要なものを受け取らない活動に関する啓発を行います。 ○ごみの減量化の推進（Reduce）重点 ごみの発生排出抑制のためのごみの適切な出し方を徹底するとともに、啓発が効果的なものとなるよう関係団体とも協力しつつ、広報、ホームページ等による啓発に努めます。 特に学校や地域社会の場において、副読本を活用した教育やごみ焼却処

	理施設の見学会などの教育啓発活動に積極的に努めます。 また、廃棄物減量等推進員への研修を行い、ごみの減量化を促進します。一般家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を促進し、ごみ減量に対する意識の向上を図るため、生ごみ処理機等を購入される住民を対象に補助事業を行います。 ○ごみの再利用の推進（Reuse）重点 フリーマーケットの開催支援、リユース製品や詰め替え製品などの利用促進に関する情報提供や普及啓発を行います。 ○ごみの再資源化の推進（Recycle）重点 ごみの資源化に関する啓発活動や資源物の集団回収の支援などにより、ごみの資源化を進めます。また、再生品利用に関する情報提供や意識の啓発とともにエコマーク付き商品の利用など、グリーン購入を促進します。 一般家庭から排出されたペットボトルを水平リサイクルする「ボトル to ボトル」に取り組みます。 ○プラスチックの再生素材や再生可能資源への置き換えの推進（Renewable）重点 町の事務事業で使用するプラスチック製品を再生素材や再生可能資源素材のものへ置き換えを推進します。また、住民・事業者に向けて身近でできるリニューアブルの取組についての情報を発信します。 ○食品ロス削減の推進 食品ロスの発生状況やデメリット、食品ロスを減らすための取組の情報を発信・周知に努めます。 フードドライブやてまえどり等、食品ロス削減の取組の開催・支援を行います。
住民	○水切りの徹底や堆肥化容器の利用などにより、生ごみの減量化・堆肥化に努めましょう。重点 ○マイボトル等を持参し、包装ごみを減らし、贈物等の過剰包装もできる限り自粛するよう努めましょう。重点 ○日常的なごみ減量化のアイディアに関する啓発・PR 活動を実施しましょう。 ○使い捨て品の使用をできる限り自粛しましょう。重点 ○生鮮食品は、てまえどりを意識し、必要な分だけを買って、食べきりましょう。

	○備蓄食品は、ローリングストック法（古いものを食べた際に新しいものを買う）を用いて管理し、期限切れで捨てることのないようにしましょう。 ○食べ切れない保存食品は、賞味期限までの期間が長いうちにフードバンクに寄贈することも検討するなど、フードバンク活動に協力しましょう。 ○外食の際は、食べられる量を注文し、どうしても残ってしまった料理は、お店と相談して持ち帰ることも検討しましょう。 ○フリーマーケットやリサイクルショップの活用に努めましょう。重点 ○消費者として環境にやさしい商品の購入（グリーン購入）を心がけましょう。 ○地域での再生資源集団回収に参加・協力しましょう。重点 ○店頭での資源回収に協力しましょう。重点 ○再生資源や再生可能素材で作られた商品の購入に努めましょう。重点
事業者	○事業活動に伴って発生するごみは、事業所内での発生・排出抑制・再利用に努めましょう。重点 ○製造事業者は使い捨て容器の製造自粛や、長寿命製品の開発、再生資源を使用した製品開発に努めましょう。重点 ○流通業者・販売業者は資源化物の店頭回収及びレジ袋の無料配布の中止などを実施するように努めましょう。重点 ○飲食店や食品加工事業所等では、メニューや調理方法の工夫により、調理くずや残飯等の生ごみの減量化に努めましょう。 ○余剰食品が発生する場合などは、フードバンク活動に協力しましょう。 ○事業所で使用する備品は、再生素材や再生可能資源で作られた製品を選択するように努めましょう。重点

(2) ごみの適正処理

■ 目標

ごみの適正処理を推進し、不法投棄確認件数を減らします。

指標	単位	現況	目標
不法投棄件数	件	12	0

■ 各主体の取組

各主体	取組内容
町	○ポイ捨てしない意識の啓発 ポイ捨てや不法投棄の禁止について、広報、ホームページ等による啓発に努めます。レジャーごみや家庭ごみのポイ捨てを防ぐために、幅広い広報効果をねらった啓発・PR 活動を実施します。 ○不法投棄防止対策の推進 不法投棄の早期発見や監視・抑制効果を高めるために、不法投棄防止パトロールを実施します。不法投棄が発生した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による不法投棄の調査・告発等について、大阪府、高槻警察署及び管理者と協議して対応します。 ○ごみの適正処理の推進 不適正処理を未然に防止するため監視・指導の強化を図るなど、廃棄物の適正処理を促進します。
住民	○不法投棄の現場を発見した場合は、関係機関に連絡・相談しましょう。 ○ごみ出しのマナーを守り、ごみ置場を清潔に保ちましょう。 ○プラスチック製品を屋外で使用する際は、ごみとして散らばってしまうことのないように気を付けましょう。 ○野外焼却等による廃棄物の処分は行わないようにしましょう。 ○ペットのふん等は飼い主がきちんと始末しましょう。 ○空き地の土地管理者は、廃棄物を不法投棄されないように適正に管理しましょう。
事業者	○産業廃棄物の排出事業者は「排出事業者処理責任の原則」に基づき、産業廃棄物の適正処理に努めましょう。 ○産業廃棄物の排出事業者や産業廃棄物処理業者は、マニフェスト制度を適切に運用しましょう。 ○産業廃棄物は適正な許可業者に処理・リサイクルを委託するなど、適正に処理しましょう。 ○事業系ごみは決められた排出ルールを守り、排出者の責任において適切に処理しましょう。

基本方針5 健やかに暮らそう！安心・安全のまちづくり (生活環境の保全)



<SDGs と関連する内容>

- ・公害による健康被害を防止します
- ・排気や排水の適正な処理を指導します

(1) 水環境の保全

■ 目標

生活排水対策などを推進することにより、環境基準の達成の維持を目指します。

指標	単位	現況	目標
水無瀬川下流域の BOD75%値	mg/L	1.3 (R4 年度)	環境基準値の達成 (2 mg/L 以下)
水無瀬川下流域の PFOS 及 び PFOA 濃度	ng/L	5	50 以下 (指針値以下)

■ 各主体の取組

各主体	取組内容
町	○生活排水対策の推進 生活排水処理対策を進めるため、公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置の普及促進を行います。 ○水質の監視・調査 本町の水質汚濁等の状況を把握し、水質汚濁の防止のため、河川水・井戸水・事業所排水の分析を行います。また、大阪府等と連携し、事業所等に対し排水測定の実施調査及び届出内容の確認を行います。 水質に関する汚染物質の規制の変更・追加について把握し、調査結果と共に基準値を公表します。 ○地下水の保全

	地下水位の変動を観測し、今後の地下水資源の保全と管理を図るための基礎資料を作成し、節水や雨水の有効利用を呼びかけます。
住民	○家庭でできる生活排水対策の実践に努めましょう。洗剤は適正量を使用し、その排水を直接河川等に流すことのないようにしましょう。 ○公共下水道供用開始区域内での下水道への速やかな接続に努めましょう。 ○公共下水道の計画区域外では合併処理浄化槽を設置し、適正な維持管理に努めましょう。 ○肥料や農薬の分量を正しく使用し、土壌からの河川・地下水汚染を防ぎましょう。 ○水資源を有効活用するために、雨水の利用に努めましょう。
事業者	○公共下水道供用開始区域内での下水道への速やかな接続に努めましょう。 ○公共下水道の計画区域外では合併処理浄化槽を設置し、適正な維持管理に努めましょう。 ○水質汚濁物質の排出削減に努め、排水基準の遵守に努めましょう。 ○水資源を有効活用するために、用水の循環使用、雨水の利用に努めましょう。

(2) 大気・生活環境の保全

■ 目標

大気・生活環境の保全に努め、環境基準の達成を目指します。

指標	単位	現況	目標
大気汚染に係る環境基準達成項目割合	%	50	75
自動車騒音の環境基準達成地点割合	%	67 (R4 年度)	100

注) 1.大気汚染に係る環境基準が設定されている測定項目は二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質。
2.大気汚染常時測定局測定結果（大阪府）より
3.島本町事務事業成果報告書より

■ 各主体の取組

各主体	取組内容
町	○大気・生活環境に関する情報の提供 大気・生活環境の状況に関する情報について、ホームページや広報などで広く周知します。 野焼きの禁止等について周知を図ります。 ○大気汚染物質等の監視・調査 大阪府等と連携し事業所等に対し、大気測定の立入調査及び届出内容の確認を行います。 事業所から排出される特定化学物質について、国・府等がホームページなどで公開している情報について、周知します。 基準や規制物資の変更・追加の際は調査結果とともに、基準について公開します。 ○自動車による大気汚染・騒音の防止 安易な車の利用を抑えるため、徒歩や自転車、公共交通機関、カーシェアリングの利用を呼びかけます。また、日常的にエコドライブを推進するとともに、自動車を買替える際には、次世代自動車の購入に努めます。
住民	○日常生活における騒音・振動・悪臭の発生防止に努めましょう。 ○徒歩や自転車、公共交通機関などの環境にやさしい交通手段の利用を心がけましょう。(再掲) ○自動車を購入する際は、走行中に温室効果ガスを出さない次世代自動車を選ぶように努めましょう。 ○自動車を運転する際は、エコドライブに努めましょう。(再掲)
事業者	○事業活動に伴う大気汚染物質の排出や騒音、悪臭、光害の発生防止に努めましょう。 ○自動車を購入する際は、走行中に温室効果ガスを出さない次世代自動車を選ぶように努めましょう。 ○自動車を運転する際は、エコドライブに努めましょう。(再掲)

第6章 計画の推進

第1節 推進体制

1-1 しまもと環境・未来ネット

本計画に掲げる「島本町が目指す環境像」を実現するためには、住民・事業者・町が協働し、それぞれが主体的に取組を進めていくことが必要です。この3者のうち、住民と事業者、特に住民が主体となって実践活動を行い、環境本計画を進めるための団体として、「しまもと環境・未来ネット」が設立され、各種取組を協働で進めてきました。本計画でも引き続き、しまもと環境・未来ネットと協働して推進していきます。

1-2 島本町環境施策推進委員会

環境に関する取組は横断的・総合的に推進する必要があることから、島本町環境施策推進委員会（以下「委員会」といいます。）において施策の総合的な調整を図りながら推進していきます。委員会では、環境基本計画の毎年度の進捗状況について、事務局でまとめた各課からの報告に基づき点検・評価を行い、島本町環境保全審議会に報告します。

事務局は、町内の環境に関するデータ・情報を統合するとともに、各部局の取組について把握、とりまとめを行い、委員会や島本町環境保全審議会に報告します。

1-3 島本町環境保全審議会

環境課題は多岐多様な分野にわたっているため、幅広く専門的な立場から意見を伺うとともに、審議・検討していくことが必要です。そこで、学識経験者や各種団体、住民等で構成する島本町環境保全審議会に本計画の進捗状況を報告し、助言・提言を求めながら環境施策を推進していきます。

1-4 国・大阪府・近隣市町等との連携

地球環境の保全は本町だけで解決できるものではなく、国・大阪府・近隣市町等との情報交換や連携した取組が必要です。また、地球温暖化や生物多様性など、広域的な対応が必要な課題に対しても、国・大阪府・近隣市町等と連携し、取組を推進します。

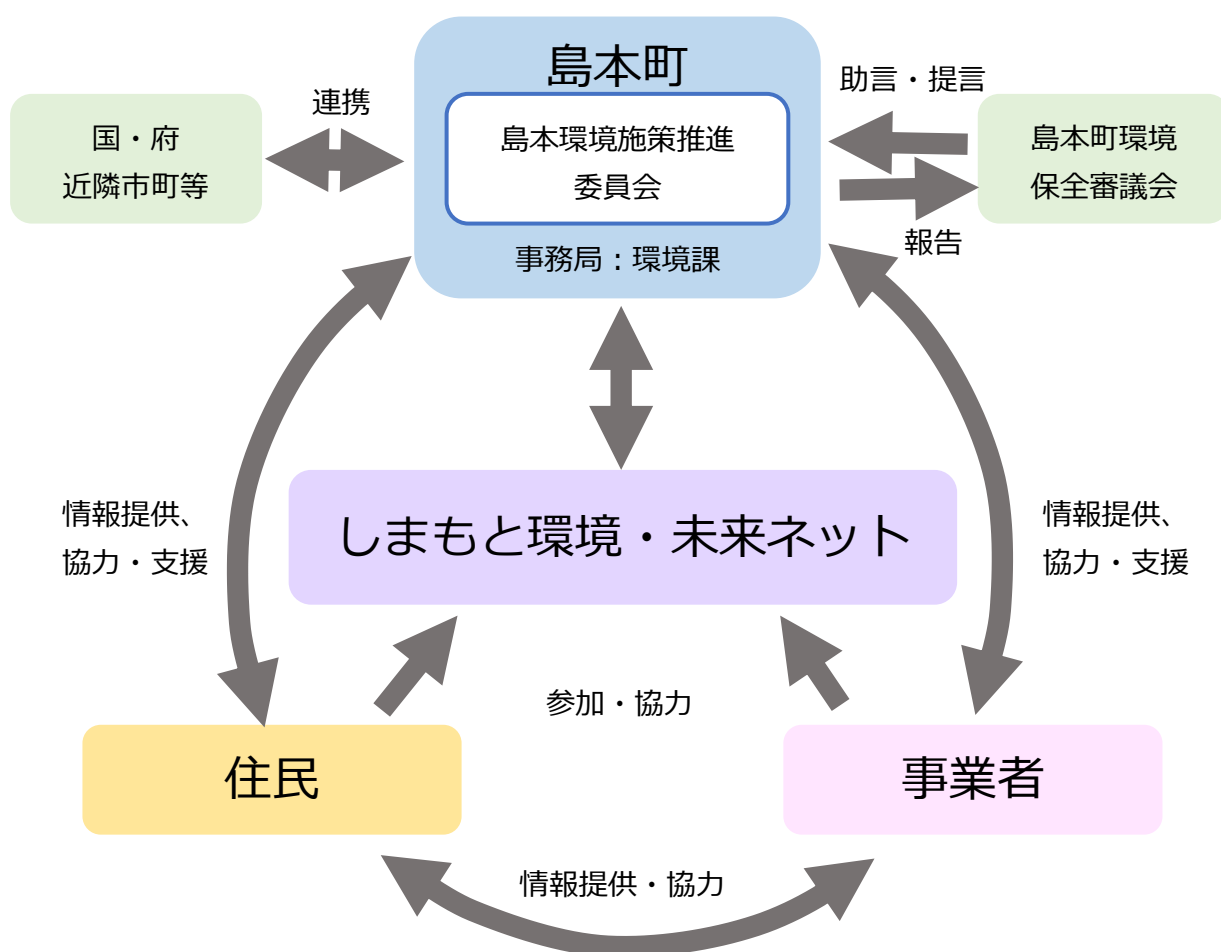
1-5 住民

日常生活における環境への負荷を認識し、負荷低減のための取組を行い、地域の環境保全に関する活動への参加に努めるとともに、町が実施する施策に協力します。

1-6 事業者

事業活動による環境への負荷を理解し、事業活動の実施に伴って発生する公害等を防止するとともに、環境を保全するために必要な措置を講じ、また、町が実施する環境の保全に関する施策に協力します。

環境基本計画の推進体制



第2節 進行管理

本計画の進行管理は環境マネジメントの考え方に基づき、PDCA 方式により実施します。

■ Plan = 計画

本計画の策定・改定を行います。また、本計画に基づき、基本施策や各主体の取組、プロジェクトについて実施計画を策定します。

■ Do = 実施

本計画及び実施計画に基づき、基本施策、各主体の取組、プロジェクトを実施します。

■ Check = 点検

①本計画の基本施策ごとに設定した指標及び数値目標の状況を把握します。ただし、現在設定している指標及び数値目標では十分であるとは限りません。このため、実際に運用する中で、より効果的な点検・評価が行えるよう、指標そのものを必要に応じて改善していきます。

②本計画の基本施策、各主体の取組、プロジェクトの進捗状況を把握します。

■ Action = 見直し

点検結果をもとに、必要に応じて計画、目標の見直しを行い、次年度の各施策・プロジェクト等に反映します。

第3節 財源の確保

本計画に掲げる施策を継続的に推進していくために、町は必要な予算の確保に努めます。

特に、国・府等における環境保全に関する補助制度や支援制度の情報を幅広く収集し、制度の積極的な活用に努めます。

また、地域で環境保全活動を展開している活動団体等の活動を支えるため、ファンドの創設などの仕組み等を検討します。

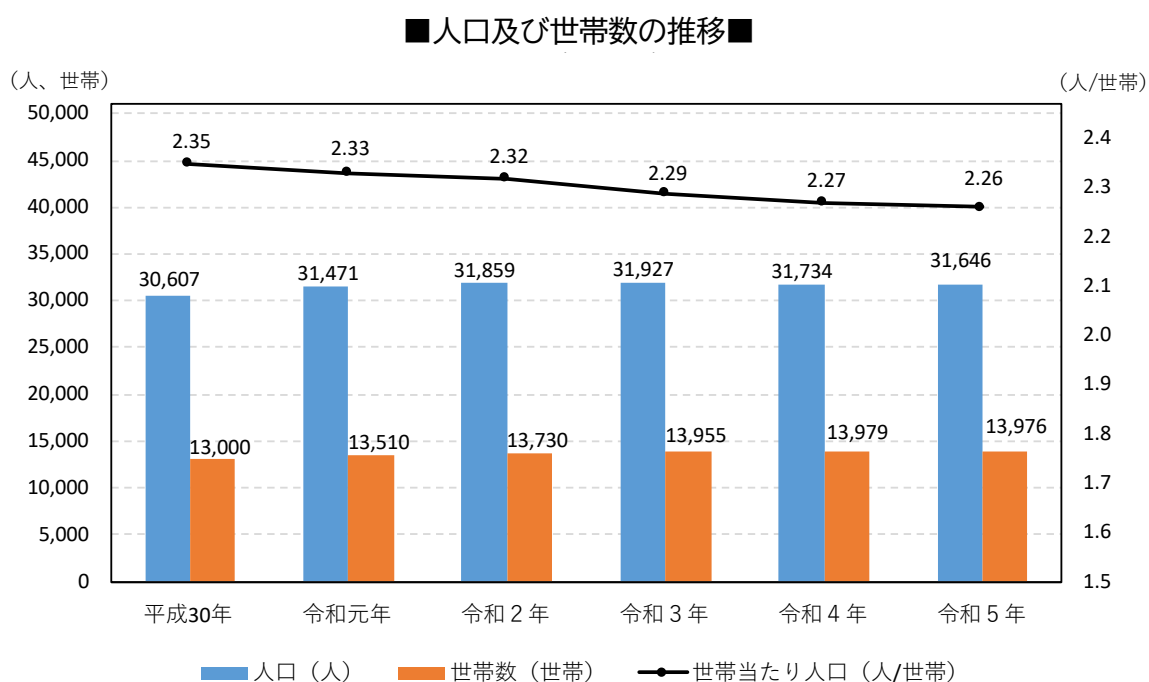
資料編

第1章 環境の現状

● 町の概況

① 総人口・世帯数の推移

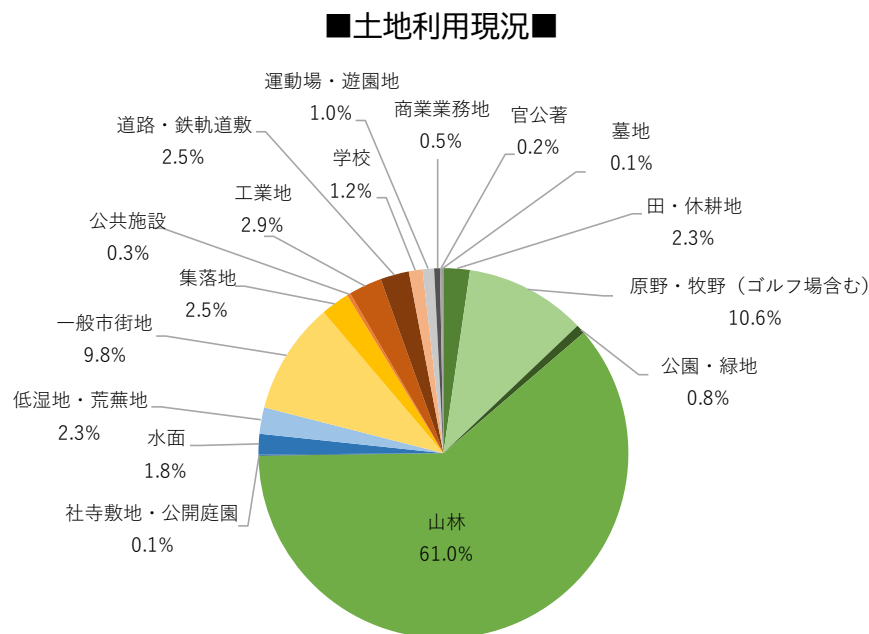
令和5（2023）年10月1日現在の人口は31,646人で、世帯数は13,976世帯、世帯当たり人口は2.26人/世帯となっています。人口は横ばいの傾向が見られます。世帯数は微増の傾向が見られ、世帯当たり人口は減少しています。



各年10月1日現在
資料：令和5年度版島本町統計書

② 土地利用状況

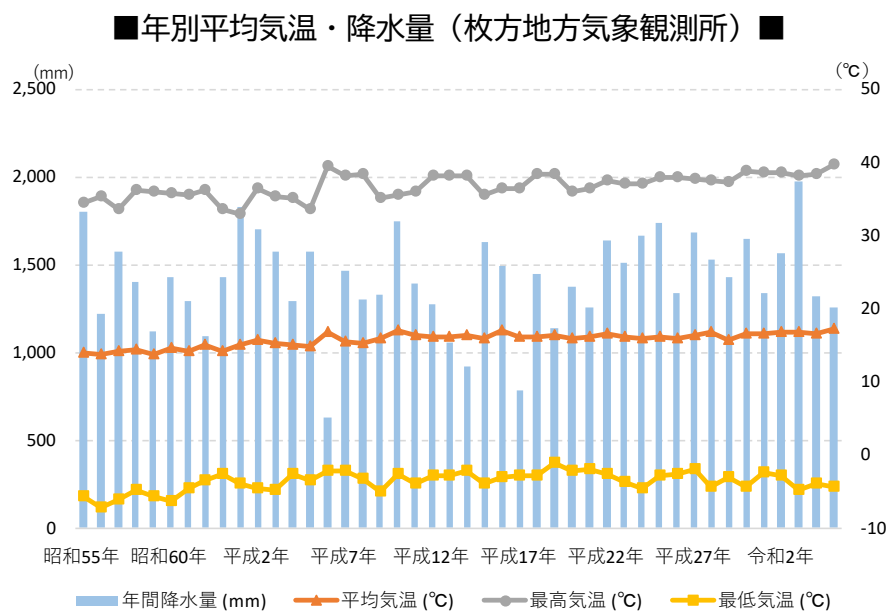
土地利用状況は、山林が 61.0%と最も多くなっており、次いで原野・牧野（ゴルフ場含む）が 10.6%、一般市街地が 9.8%となっています。



資料：島本町都市計画マスタープラン（令和 5 年 3 月）

③ 気象

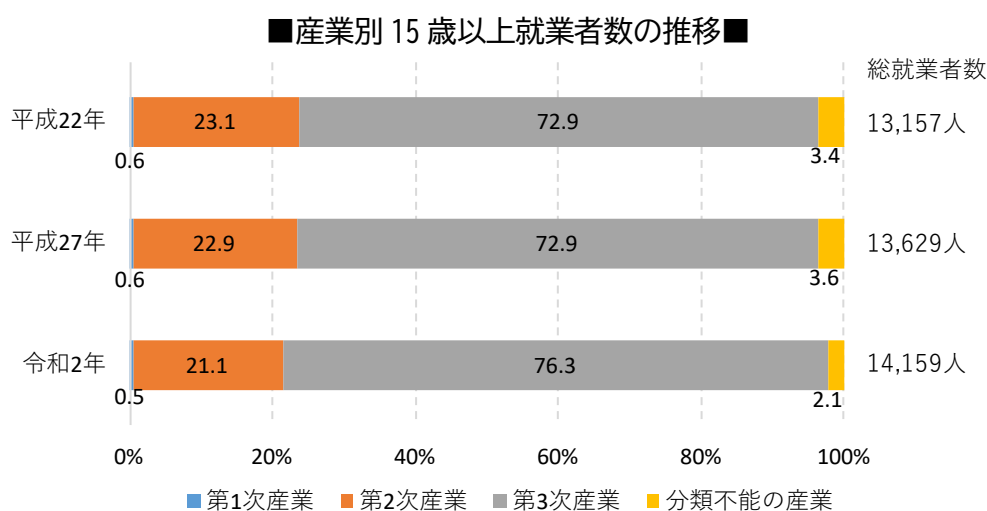
本町は瀬戸内海気候区の東端にあたり、温暖で雨が少なく、年間平均気温は 13.9～17.2℃、年間降水量は 636～1,979mm となっています。



資料：気象統計情報（気象庁）

④ 産業

総就業者数はやや増加の傾向が見られ、令和 2（2020）年度では 14,159 人となっています。第 1 次産業就業者はほぼ横ばい、第 2 次産業就業者は減少の傾向が見られます。第 3 次産業就業者は微増の傾向となっており、令和 2（2020）年度では総就業者の 76.3% となっています。なお、分類不能の産業の就業者は、平成 22（2010）年度から平成 27（2015）年度にかけては微増、令和 2 年度では減少の傾向が見られ、総就業者の 2.1% となっています。



資料：令和 5 年度版島本町統計書

● 自然環境

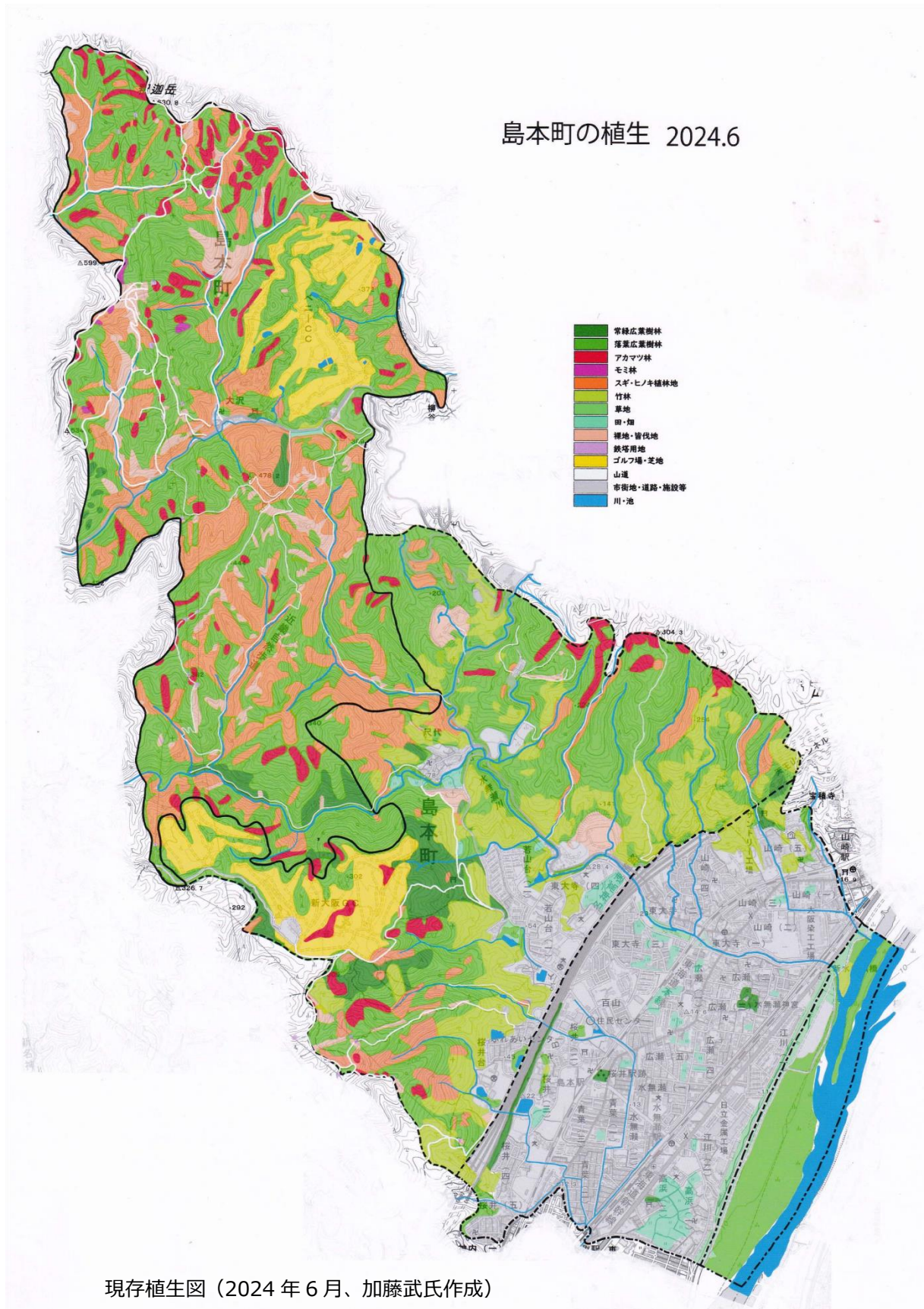
前計画策定時の自然環境調査から 10 年が経過していることもあり、令和 4（2022）から島本町内にて自然環境調査を行っています。2024 年 8 月までの調査では多数の重要種の生息が確認されている一方で、クビアカツヤカミキリといった新たな特定外来生物も確認されています。

本町は山岳部から河川域まで様々な生態系が複雑に混在し、生物の生育地として良好な環境が形成されていますが、ゴルフ場跡地の植生遷移や水田の減少など里山～河川敷では環境の変化も起こっています。

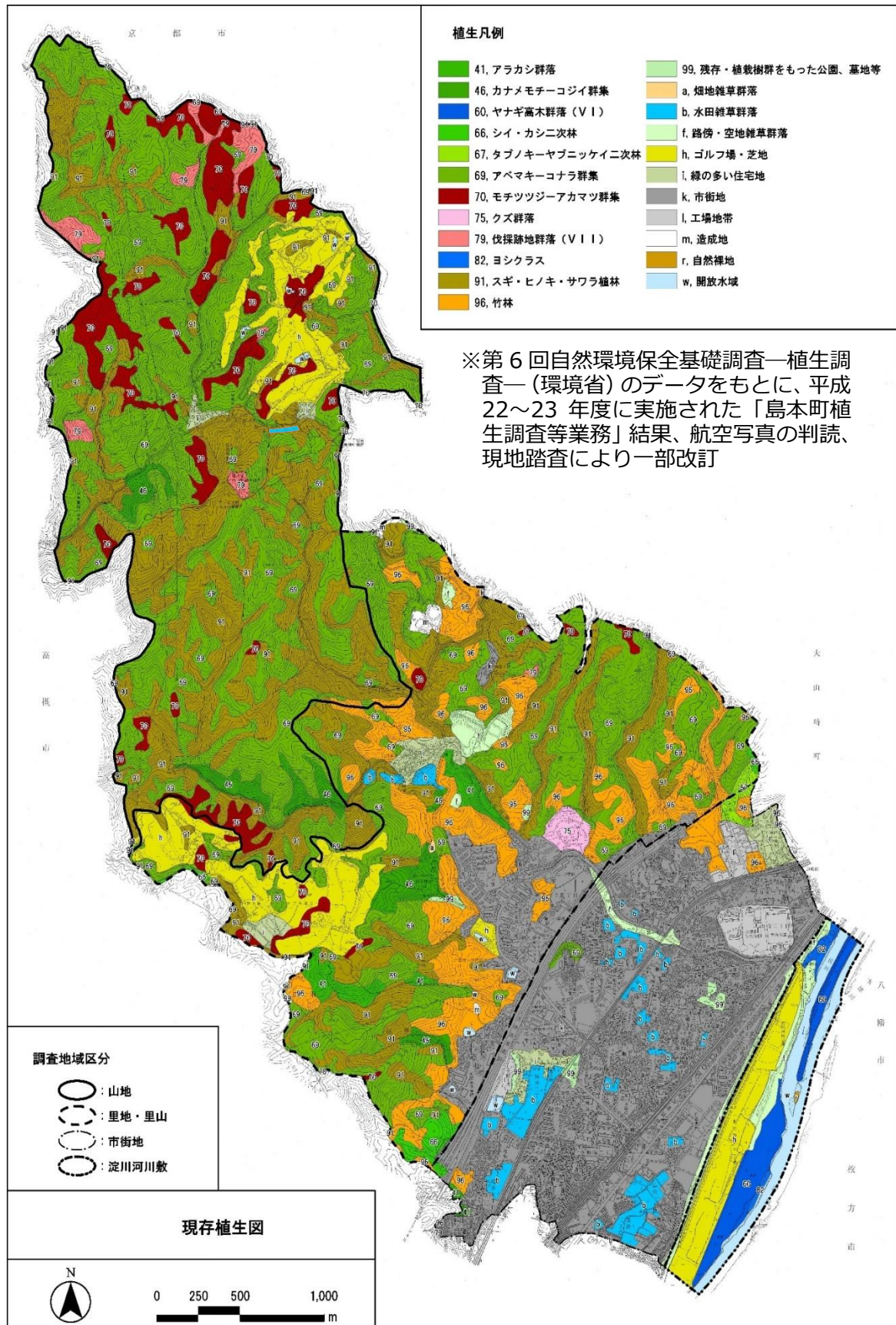
⑤ 植生分布（経年変化）

2011 年と比較すると、淀川河川敷周辺のゴルフ場跡の芝地・草地から遷移が進み、低木の落葉広葉樹林が形成されています。市街地では JR 島本駅西側の水田が宅地に開発されていますが、おおむね町内の植生に大きな変化は見られません。町中央部の里地里山ではスギ・ヒノキの人工林が減少し、代わりに放置竹林が拡大しています。大沢地区等の山間部でもスギ・ヒノキの人工林が減少しており、今後は広葉樹林化する可能性があります。

■島本町の植生（2023・2024 年度調査）■



■島本町の植生（2011 年度調査）■



資料：島本町自然環境調査等業務報告書（平成 24 年）

⑥ 重要種及び外来種選定基準

■重要種選定基準（動植物）■

N o .	根拠となる法律及び文献	ランク	哺乳類	鳥類	両生類	爬虫類	魚類	昆虫類	底生動物	陸生貝類	植物
1	文化財保護法 (法律第 214 号,昭和 25 年)	国特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大阪府文化財保護条例 (条例第 40 号,昭和 31 年)	府天：府指定天然記念物									
2	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (法律第 75 号,平成 4 年)	国内：国内希少野生動植物	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて」 (環境省,平成 19 年)	EX：絶滅種 CR：絶滅危惧ⅠA 類種 EN：絶滅危惧ⅠB 類種 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類種 VU：絶滅危惧Ⅱ類種 NT：準絶滅危惧種 DD：情報不足種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群	○				○	○	○	○	
	「鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて」 (環境省,平成 18 年)	EX：絶滅種 CR：絶滅危惧ⅠA 類種 EN：絶滅危惧ⅠB 類種 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類種 VU：絶滅危惧Ⅱ類種 NT：準絶滅危惧種 DD：情報不足種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群		○	○	○			○		
4	「近畿地区鳥類レッドデータブック－絶滅危惧種判定システムの開発」(江崎・和田,平成 14 年)のうち、大阪府における判定結果	1：危機的絶滅危惧種 2：絶滅危惧種 3：準絶滅危惧種		○							
5	「大阪府における保護上重要な野生生物－大阪府レッドデータブック－」 (大阪府,平成 12 年)	絶滅：絶滅種 Ⅰ類：絶滅危惧Ⅰ類 Ⅱ類：絶滅危惧Ⅱ類 準絶：準絶滅危惧 不足：情報不足 注目：要注目	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	「大阪府レッドリスト 2014」 (大阪府、平成 26 年)	絶滅：絶滅種 Ⅰ類：絶滅危惧Ⅰ類 Ⅱ類：絶滅危惧Ⅱ類 準絶：準絶滅危惧 不足：情報不足 注目：要注目	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	「レッドリスト 2020」 (環境庁、2020 年)	絶滅：絶滅種 Ⅰ類：絶滅危惧Ⅰ類 Ⅱ類：絶滅危惧Ⅱ類 準絶：準絶滅危惧 不足：情報不足 注目：要注目	○	○	○	○	○	○	○	○	○

■外来種選定基準（動植物）■

No.	根拠となる法律及び文献	ランク	哺乳類	鳥類	両生類	爬虫類	魚類	昆虫類	底生動物	陸生貝類	植物
1	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（法律第78号、平成16年） （令和4年法律第42号改正）	特定外来生物	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	日本の外来種対策－特定外来生物等一覧、環境省（最終更新、令和5年）	特定外来生物	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	「生態系被害防止外来種リスト」（環境省、平成27年）	定着予防外来種 総合対策外来種 産業管理外来種	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	「大阪府特定外来生物アラートリスト」（大阪府、令和5年）	特定外来生物 条件付特定外来生物 侵入可能性のある外来生物	○	○	○	○	○	○	○	○	○

⑦ 確認された重要種

2022～2024 調査（2024 年 8 月末時点）で確認された重要種を以下の表に示します。

■重要種確認状況（植物）■

科名	和名	2023・2024 年度調査時期					選定基準				
		3月	5月	7月	9月	2月	2	3	5	6	7
サクラソウ	クリンソウ		○			○				I 類	
キク	フジバカマ				○			準絶		I 類	準絶
ラン	キンラン		○					II 類	注目	II 類	II 類
ゴマノハグサ	カワジシャ		○					準絶		準絶	準絶
8 科 8 種		0 種	3 種	0 種	1 種	1 種	－	4 種	2 種	9 種	6 種

■重要種確認状況（哺乳類）■

科名	種名	2010 年度 2011 年度	2022 年度 2023 年度 2024 年度	選定基準				
				2	3	5	6	7
トガリネズミ	ニホンジネズミ	○				不足	不足	
リス	ニホンリス	○	○			注目		
	ムササビ	○				準絶	準絶	
ネズミ	カヤネズミ	○	○			注目	準絶	
	ハタネズミ	○	○				I 類	
イヌ	ホンドギツネ		○			準絶	I 類	
イタチ	ニホンアナグマ		○				準絶	
3 科 6 種		5 種	4 種	0 種	0 種	5 種	6 種	0 種

■重要種確認状況（鳥類）■

科名	種名	渡り 区分	2011 年度	2022～2024 年度確 認時期				選定基準					
				春	夏	秋	冬	2	3	4	5	6	7
ウ	カウ	留鳥	○	○	○		○					注目	
サ	サゴイ	夏鳥	○									準絶	
	ミゴイ	夏鳥				○						Ⅱ類	Ⅱ類
ト	オドリ	冬鳥	○				○		DD			注目	
カ	ミゴ	留鳥	○	○			○		NT		2（通）	注目	
	ハク	夏鳥	○						NT		1（繁）	Ⅱ類	Ⅰ類
	ミ	留鳥	○				○				3（繁）	Ⅱ類	Ⅱ類
	ハイカ	冬鳥	○				○		NT			注目	
	オカ		○									Ⅱ類	準絶
	ノリ	冬鳥	○			○	○				2（冬）	注目	準絶
	サバ	夏鳥	○						VU		2（繁）	準絶	Ⅰ類
	ハバサ	留鳥	○	○	○			国内	VU		3（通）	注目	
キ	マドリ	留鳥	○			○						準絶	
ト	コドリ	夏鳥	○								2（繁,冬）	Ⅱ類	準絶
	カト	留鳥	○								2（繁,冬）	Ⅱ類	Ⅱ類
	カ	留鳥	○	○	○	○	○					注目	準絶
サ	イサ	留鳥	○								2（冬,夏）	準絶	準絶
	タサ	旅鳥			○							準絶	準絶
ハ	アバト	留鳥	○									注目	
カ	ツドリ	夏鳥	○	○	○						3（繁）	準絶	準絶
	ホトキス	夏鳥	○		○	○					2（繁）	準絶	
フ	アバズク	夏鳥	○		○	○					2（繁）	Ⅱ類	Ⅱ類
	フ	留鳥	○		○						2（繁,冬）	Ⅱ類	準絶
ヨ	ヨカ	夏鳥	○						VU		2（繁）	Ⅱ類	Ⅱ類
カ	カセミ	留鳥	○	○	○		○				3（繁）	準絶	
キ	アガラ	留鳥	○		○						3（繁,冬）	準絶	
	オアガラ	留鳥	○								1（繁,冬）	Ⅱ類	準絶
ヒ	ヒバ	留鳥	○	○								準絶	準絶
サ	サショウ	夏鳥	○						VU		2（繁）	Ⅱ類	Ⅱ類
ツ	ツバメ	夏鳥	○	○	○							準絶	準絶
カ	カガラ	留鳥	○	○	○		○				2（繁,冬）	準絶	準絶
ミ	ミサザ	留鳥	○								3（繁）	Ⅱ類	
ツ	コリ	旅鳥	○									注目	
	カツ	夏鳥	○			○					2（繁）	Ⅱ類	
ウ	オシ	夏鳥	○	○							3（繁）	準絶	準絶
	セダ	夏鳥	○		○						2（繁）	準絶	準絶
	セカ	留鳥	○	○			○				3（繁） 2（冬）	準絶	準絶
ヒ	ヒバ	夏鳥	○	○	○							準絶	
	オカ	夏鳥	○	○	○							準絶	
	イバ	旅鳥	○		○						3（通）		
	コバ	旅鳥	○	○	○						3（繁）	不足	Ⅱ類
カ	カサ	夏鳥	○		○						3（繁）	準絶	
シ	シカ	冬鳥	○									準絶	
カ	カ	冬鳥	○									準絶	
25 科 44 種			42 種	14 種	17 種	7 種	10 種	1 種	8 種	0 種	27 種	43 種	24 種

■重要種確認状況（両性類）■

科名	種名	確認時期							選定基準						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	2～3月	1	2	3	5	6	7	
サンショウウオ	ヒダサンショウウオ	○					○	○			NT	準絶	準絶	準絶	
イモリ	アカハライモリ			○							NT		準絶	準絶	
ヒキガエル	ニホンヒキガエル				○		○					注目	Ⅱ類		
アカガエル	ヤマアカガエル						○	○				準絶	Ⅱ類		
	トノサマガエル		○		○	○							準絶	準絶	
	ツチガエル	○	○			○							準絶		
アマガエル	シレーゲルアマガエル		○	○			○					準絶	準絶		
	モリアオガエル		○	○	○							準絶			
	カジカガエル		○	○	○	○	○					注目			
6科	10種	2種	5種	4種	4種	3種	4種	2種							

■重要種確認状況（爬虫類）■

科名	種名	確認時期							選定基準				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	1	2	3	5	6	7
イシガメ	ニホンイシガメ									DD		準絶	準絶
ナミヘビ	タカチホヘビ				○						不足	準絶	
	アオダイショウ		○	○							注目		
	シロマダラ			○								準絶	
	ヒバカリ										不足	Ⅱ類	
	ヤマカガシ		○	○	○							準絶	
2科	6種	0種	2種	3種	2種	0種	0種	－	－	1種	3種	5種	2種

■重要種確認状況（魚類）■

科名	種名	確認時期				選定基準			
		6～7月	9月	11月	3月	3	5	6	7
コイ	アブラハヤ	○	○				不足	不足	
	タカハヤ	○		○	○		注目		
	ムギツク	○	○	○			Ⅱ類	Ⅱ類	
	カマツカ		○	○			注目		
	コウライモロコ		○				注目		
ドジョウ	ドジョウ						Ⅱ類	Ⅱ類	準絶
	スジマドジョウ中型種		○				要注目	Ⅰ類	Ⅱ類
ギギ	ギギ						準絶	準絶	
アカザ	アカザ		○			VU	Ⅱ類	Ⅱ類	Ⅱ類
サケ	アマゴ（サツキマス）			○			不足	不足	準絶
メダカ	ミナミメダカ		○			VU	Ⅱ類	Ⅱ類	Ⅱ類
ハゼ	ドンコ		○	○			注目		
	ゴクラクハゼ		○				Ⅰ類		
7科	13種	3種	9種	5種	1種	2種	13種	8種	5種

■重要種確認状況（昆虫類）■

科名	種名	調査時期			選定基準				
		2011年度	2023年度	2024年度	1	3	5	6	7
ヤンマ	マルタンヤンマ	○					Ⅱ類	準絶	
カマキリ	ヒナカマキリ	○	○				準絶	準絶	
タイコウチ	ミズカマキリ			○				準絶	
コオイムシ	コオイムシ			○			準絶	準絶	
ガムシ	コガムシ			○				準絶	
ホタル	ヒメボタル	○	○	○			準絶	準絶	
	ヘイケボタル	○	○	○				準絶	
	ゲンジボタル	○	○	○			注目		
テントウムシ	加ダマシ	○					準絶	準絶	
カミキリムシ	ルリボシカミキリ	○					Ⅱ類	Ⅱ類	
カ	トワダオオカ	○					準絶		
タテハチョウ	オオムラサキ	○	○	○		NT	準絶	準絶	準絶
7科9種		9種	5種	6種	0種	1種	8種	7種	1種

■重要種確認状況（底生動物）■

科名	和名	調査時期					選定基準				
		3月	5月	7月	9月	2月	2	3	5	6	7
カワニナ科	カワニナ	○	○	○	○	○			注目		
ムカシトンボ科	ムカシトンボ	○							準絶	準絶	
サナエトンボ科	フタスジサナエ							準絶		準絶	準絶
ナベブタムシ科	ナベブタムシ	○		○					準絶	準絶	
ホタル科	ゲンジボタル	○		○					注目		
	ヘイケボタル			○						準絶	
5科5種		3種	1種	4種	1種	1種	—	1種	4種	4種	1種

■重要種確認状況（陸生貝類）■

科名	種名	2011年度調査		2024年度調査	選定基準			
		6月	9月	6～7月	3	5	6	7
カワザンショウガイ	ウスイロオカチグサ	○	○			Ⅱ類		
ベッコウマイマイ	ヒメカサキビ	○	○		NT			準絶
	ウメムラシタラガイ	○	○		NT			準絶
ニッポンマイマイ	ケハダビロウドマイマイ	○	○	○	NT	Ⅱ類	Ⅱ類	準絶
オナジマイマイ	クチマガリマイマイ	○	○	○	NT			準絶
カハモアガイ	カハモアガイ			○			準絶	準絶
4科5種		5種	5種	3種	4種	2種	2種	5種

⑧ 確認された外来生物

調査で確認された外来生物は以下の表のとおりです。前計画策定以降に日本に侵入した外来種も確認されています。

■外来生物確認状況（植物）■

和名	2024年度調査時期						選定基準
	3月	5月	6月	7月	9月	2月	
ナガエツルノゲイトウ	○	○					●
アレチウリ			○				●
オオキンケイギク		○	○				●
ワルナスビ			○				■
アメリカネナシカズラ			○				■
5種	1種	2種	4種	0種	0種	0種	5種

※選定は、● 「大阪府特定外来生物アラートリスト」（大阪府 2023 年 6 月）から抜粋

■ 「外来生物法の要注意外来生物」

■外来生物確認状況（哺乳類）■

目名	科名	種名	確認時期						地域区分				選定基準
			4月	6月	8月	9～10月	11月	1～2月	山	里	市	川	
ネズミ（齧歯）	ヌートリア	ヌートリア						○				●	特
ネコ（食肉）	アライグマ	アライグマ						○	●	●	●		特
	イタチ	シベリアイタチ		○					●	●	●	●	外
	ジャコウネコ	イタチ属の一種	○							●			
		ハクビシン	○					○	●	●			外
合計 2 目 4 科 4 種			1 種	0 種	0 種	0 種	0 種	3 種	3 種	3 種	2 種	2 種	

※地域区分：山（山地）、里（里地里山）、市（市街地）、川（淀川河川敷）

※4月是他項目調査時の確認

※イタチ属の一種はシベリアイタチ（チョウセンイタチ）の可能性が高い

※特： 特定外来生物、外： 外来種

■外来生物確認状況（鳥類）■

目名	科名	種名	2011 年度	確認時期						選定 基準
				2022～2024 年度						
				4月	6月	8月	9～ 10月	11 月	1～ 2月	
キジ	キジ	コジュケイ	○	○	○					特
スズメ	ソウシチョウ	ソウシチョウ	○	○	○					特
合計 2 目 2 科 2 種				0 種	2 種	2 種	0 種	0 種	0 種	

※特： 特定外来生物

■外来生物確認状況（両生類）■

目名	科名	種名	2011 年度	確認時期							選定 基準
				2022～2024 年度							
				4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	2 月	
無尾	アカガエル	ウシガエル	○	○	○	○	○	○	○		特
合計 1 目 1 科 1 種				1 種	1 種	1 種	1 種	1 種	1 種		

※特： 特定外来生物

■外来生物確認状況（爬虫類）■

目名	科名	種名	確認時期						選定基準
			2022～2024 年度						
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	
カメ	ヌマガメ	ミシシippアカミミガメ	○	○	○	○	○	○	条
合計 1 目 1 科 1 種			1 種	1 種	1 種	1 種	1 種	1 種	

※条： 条件付き特定外来生物

■外来生物確認状況（魚類）■

目名	科名	種名	2011 年 度	2022～2024 年 度	選定 基準
カダヤシ	カダヤシ	カダヤシ	○	○	特
スズキ	サンフィッシュ ユ	ブルーギル	○	○	特
		オオクチバス	○	○	特
コイ	ドジョウ	ドジョウ（大陸系）	○	○	外
合計 3 目 3 科 4 種			4 種	4 種	

※特： 特定外来生物、外： 外来種

■外来生物確認状況（昆虫類）■

目名	科名	種名	2022～2024 年 度	選定 基準
コウチュウ	カミキリムシ	クビアカツヤカミキリ	○	特
		ラミーカミキリ	○	外
合計 1 目 1 科 2 種			4 種	

※特： 特定外来生物、外： 外来種

■外来生物確認状況（底生動物）■

目名	科名	種名	2022～2024 年 度	選定 基準
十脚	アメリカザリガ ニ	アメリカザリガニ	○	特
盤足	リンゴガイ	スクミリンゴガイ	○	重
モノアラガイ	サカマキガイ	サカマキガイ	○	外
合計 1 目 1 科 2 種			4 種	

※特： 特定外来生物、重： 重点対策外来種、外： 外来種

■外来生物確認状況（陸生貝類）■

目名	科名	種名	2011 年 度	2022～2024 年 度	選定 基準
柄眼	オカチョウジガ イ	トクサオカチョウジガイ	○	○	外
	コウラナメクジ	チャコウラナメクジ	○	○	外
	コハクガイ	コハクガイ	○	-	外
		ヒメコハクガイ	○	○	外
	ナンバンマイマ イ	ウスカワマイマイ	○	○	外
合計 1 目 4 科 4 種				4 種	

※外： 外来種

※ウスカワマイマイは国内移入種

● 生活環境

① 河川水質（水無瀬川）

水無瀬川（名神高速道路高架橋下）における BOD[※]（75%値）測定結果は、微増の傾向が見られますが、いずれの年度においても環境基準を達成しています。

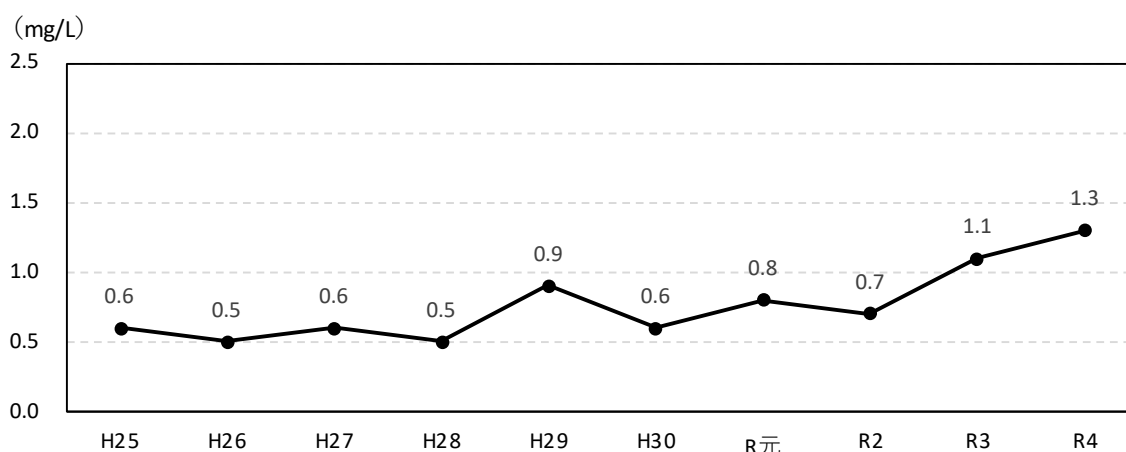
近年、PFAS（有機フッ素化合物）の健康への影響が問題視されています。PFAS の中でも PFOS と PFOA は半導体や界面活性剤など幅広い用途で使用されていましたが、これらは分解されにくく、高蓄積性と長距離移動性をもち、健康への影響が懸念されています。そのため、国は令和 2（2020）年に PFOS と PFOA を人の健康の保護に関する要監視項目に位置づけ、指針値を定めました。全国で調査が行われており、環境指針値をこえる濃度の地点が各地で見つかっています。なお、水無瀬川における PFOS 及び PFOA の濃度は、国の環境指針値を大きく下回っています。

※生物化学的酸素要求量（生物が水中にある有機物を分解するのに必要とする酸素の量）のことで汚染度が高いほど値が高くなります。

■測定地点■



■水無瀬川（名神高速道路高架橋下）における BOD（75%値）の推移■



資料：大阪府域河川等水質調査結果報告書（大阪府）

② 大気汚染

島本町役場測定局における大気汚染物質の測定結果は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、

微小粒子状物質（PM2.5）は環境基準を達成していますが、光化学オキシダントは全国
の他都市と同様に未達成となっています。

■各項目の測定結果（令和5年度）■

項目		測定結果	環境基準
二酸化窒素	年平均値	0.010 ppm	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ 以下であること
	1 時間値の最高値	0.074 ppm	
	日平均値の年間 98%値	0.022 ppm	
	環境基準達成状況	○	
光化学オキシダント	昼間の 1 時間値の年平均値	0.032 ppm	1 時間値が 0.06ppm 以下 であること
	昼間の 1 時間値の最高値	0.110 ppm	
	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超 えた日数と時間数	72 日、278 時間	
	昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上 の日数と時間数	0 日、0 時間	
	環境基準達成状況	×	
浮遊粒子状物質	年平均値	0.013 mg/m ³	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、 かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下である こと
	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数とその割合	0 時間、0.0%	
	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日数とその割合	0 日、0.0%	
	1 時間値の最高値	0.097 mg/m ³	
	日平均値の 2%除外値	0.033 mg/m ³	
	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日が 2 日以上連続したことの有無	無	
	環境基準達成状況（長期）	○	
	環境基準達成状況（短期）	○	
微小粒子状物質 (PM2.5)	年平均値	6.2μg/m ³	1 年平均値が 15μg/m ³ 以 下であり、かつ、1 日平均 値が 35μg/m ³ 以下である こと
	日平均値が 35μg/m ³ を超えた日 数とその割合	0 日、0.0%	
	98%値評価による日平均値が 35μ g/m ³ を超えた日数	0 日	
	環境基準達成状況（長期）	○	
	環境基準達成状況（短期）	○	

資料：大気汚染常時測定局測定結果（大阪府）

③ 騒音

道路交通騒音の測定結果では、準工業地域である島本町高浜を除き、環境基準を達成しています。

また、道路に面しない地域の環境騒音は全ての地点で環境基準を達成しています。

■環境騒音(道路交通騒音)の測定結果■

単位：デシベル

測定地点 用途地域区分	道路名	基準 時間帯	測定 結果	環境 基準	適 合	要請 限度	適 合	車 線 数	備考
島本町高浜 準工業地域	国道 171 号	昼間	74	70	×	75	○	4	幹線交通を担う道路に近接する空間
		夜間	71	65	×	70	×		
島本町水無瀬 二丁目 近隣商業地域	町道高浜桜井幹線	昼間	65	70	○	75	○	2	幹線交通を担う道路に近接する空間
		夜間	56	65	○	70	○		
島本町大字桜井 第二種住居地域	名神高速道路	昼間	56	60	○	70	○	8	防音壁有
		夜間	49	55	○	65	○		

資料：令和 4 年度事務事業成果報告書（島本町）

■環境騒音(道路に面しない地域)の測定結果■

単位：デシベル

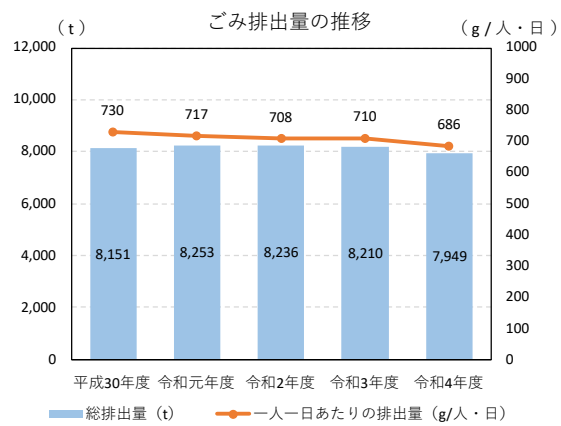
測定地点	用途地域区分	昼間		夜間	
		測定結果	環境基準	測定結果	環境基準
東大寺二丁目 24	第二種中高層住居専用地域	42	55 以下	41	45 以下
若山台二丁目 6	第一種中高層住居専用地域	44		38	
広瀬一丁目 4-37	第二種中高層住居専用地域	48		42	
広瀬五丁目 1	第一種低層住居専用地域	47		40	
青葉二丁目 15	第一種低層住居専用地域	41		40	
桜井四丁目 10	第一種低層住居専用地域	45		44	
山崎三丁目 5-4	第一種住居地域	49		41	
山崎五丁目 3	第一種住居地域	46		42	
高浜 457	市街化調整区域	51		45	
桜井二丁目 12-6	第一種中高層住居専用地域	50		43	
山崎一丁目 9	準工業地域	55	60 以下	41	50 以下

資料：令和 5 年度事務事業成果報告書（島本町）

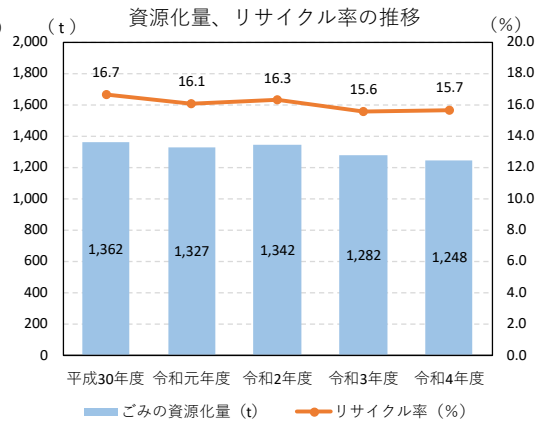
④ ごみ排出量

ごみの総排出量、一人一日当たりの総排出量ともに、やや減少の傾向がみられます。

■ごみ排出量の推移■



■資源化量、リサイクル率の推移■



注：ごみの資源化量には中間処理後再生利用量が含まれている。

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

● 文化財

国の文化財等として 8 件、府指定として 5 件、町指定文化財として 7 件の合計 20 件が指定を受けています。このうち、絵画「紙本著色 後鳥羽天皇像 伝藤原信実筆」と古文書「後鳥羽天皇宸翰御手印置文」の 2 件が国宝に指定されています。ともに水無瀬の地を好んだ後鳥羽上皇にまつわる文化財であり、水無瀬神宮と後鳥羽上皇の関連の深さがうかがえます。

大阪府指定天然記念物は「大沢のすぎ」「尺代のやまもも」「若山神社のツブラジイ林」が指定されています。

■文化財・史跡一覧■

No.	区分	種別	名称	所在地
1	国宝	古文書	後鳥羽天皇宸翰御手印置文	京都国立博物館寄託
2		絵画	紙本著色 後鳥羽天皇像 伝藤原信実筆	京都府京都市東山区 茶屋町
3	国指定重要文化財	建築物	水無瀬神宮客殿	水無瀬神宮 広瀬三丁目
4		建築物	水無瀬神宮茶室	
5		古文書	後鳥羽院御置文案文	京都国立博物館寄託 京都府京都市東山区 茶屋町
6		古文書	後鳥羽院宸翰御消息	
7		古文書	紙本墨書 後村上天皇宸翰御願文	
8	国指定史跡	史跡	桜井駅跡（楠正成伝説地）	桜井一丁目
9	大阪府指定有形文化財	建築物	関大明神社 本殿 附：棟札（12 枚）	関大明神社 山崎一丁目
10	大阪府指定有形民俗文化財	有形民俗	若山神社 「東大寺村おかげ踊図絵馬」	若山神社 大字広瀬
11	大阪府指定天然記念物	植物	大沢のすぎ	大字大沢
12			尺代のやまもも	大字尺代
13			若山神社のツブラジイ林	若山神社 大字広瀬
14	町指定有形文化財	歴史	水無瀬駒 関連資料	水無瀬神宮 広瀬三丁目
15		彫刻	神像（伝 聖徳太子七歳像）	大阪市立美術館寄託 大阪府大阪市天王寺区 茶臼山町 1
16		彫刻	宝城庵 薬師如来立像	宝城庵 桜井三丁目
17		彫刻	勝幡寺 薬師如来立像	勝幡寺 山崎四丁目
18		考古	須恵器 大甕	町立歴史文化資料館 桜井一丁目
19		有形民俗	勝幡寺 元三大師みくじ関係資料 一式	勝幡寺 山崎四丁目
20		有形民俗	若山神社 絵馬	若山神社 大字広瀬

資料：令和 5 年度版 島本町統計書

● 温室効果ガス排出量

本町の温室効果ガス排出量は減少の傾向が見られますが、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛などのライフスタイルの変容などにより家庭部門・廃棄物部門で増加しています。部門別に見ると、産業部門が最も高い割合を占めています。

■ 温室効果ガス排出量の推移 ■

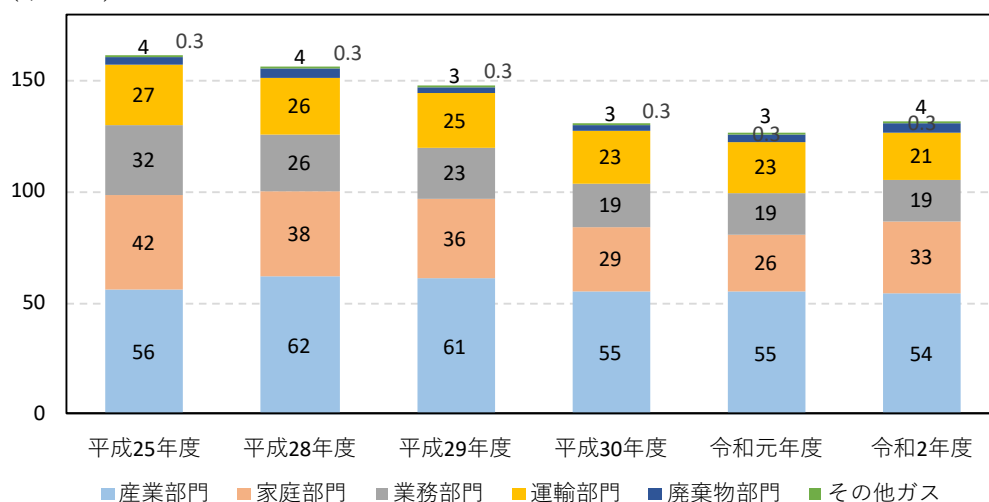
単位：千 t-CO₂

産業部門	平成 25 年度 (基準年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
	島本町	島本町	島本町	島本町	島本町	島本町	大阪府
産業部門	56.1	61.7	61.0	55.1	54.8	54.3	10,250
家庭部門	42.1	38.3	35.8	29.3	26.3	32.5	10,660
業務部門	31.6	25.8	22.8	19.4	18.6	18.5	10,990
運輸部門	27.2	25.6	24.5	23.3	23.0	21.3	5,760
廃棄物部門	3.6	3.8	3.3	3.2	3.2	4.1	1,320
その他ガス	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	4,390
合計	160.9	155.0	147.5	130.5	126.0	130.9	43,750

資料：島本町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

島本町資料
大阪府 HP

(千t-CO₂) 二酸化炭素排出量の推移



資料：島本町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

島本町資料

〈森林による二酸化炭素吸収量の推計〉

本町における令和 2（2020）年度の森林の二酸化炭素吸収量を推計すると 2,616t-CO₂ であり、町域の排出量全体（130.9 千 t-CO₂）の約 2%に相当します。なお、大阪府全体

での森林の二酸化炭素吸収量は約 15 万 t-CO₂ であり、府域の排出量全体（43,750 千 t-CO₂）の約 0.3%に相当します。

用語解説

アルファベット

- BOD

⇒サ行【生物学的酸素要求量（BOD）】参照

- COOL CHOICE

2015 年 6 月 30 日に開始された 2030 年度の温室効果ガスの排出量を 2013 年度比で 26%削減するという目標達成のために、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。令和 5 年 8 月に COOL CHOICE 等の国民運動は、「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）に移行した。

- DX（デジタルトランスフォーメーション）

2004 年にスウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン教授によって提唱された「ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」という概念。環境分野では電子化による紙の削減やテレワーク、電子申請による移動に伴う温室効果ガス排出量の削減などに活用されている。

- IPCC

国連気候変動に関する政府間パネル Intergovernmental Panel on Climate Change の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、

技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として 1988 年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織。

- ISO14001

環境マネジメントシステムの公式認証基準を規定した国際規格で、環境マネジメントシステムを経営システムの中に取り入れ、環境に配慮した経営を自主的に行っていることの証明。

- PFOS 及び PFOA

有機フッ素化合物（PFAS）の一種で、難分解性、高蓄積性、長距離移動性があり、人体への健康被害が懸念されている。

- PM2.5

⇒ハ行【微小粒子状物質（PM2.5）】参照

- PPA モデル

PPA（Power Purchase Agreement）モデル。太陽光発電事業者が、顧客の屋根や敷地に発電設備を設置し、その設備から顧客に電力供給を行う契約方式。

- SDGs

⇒【SDGs（持続可能な開発目標）】P5）参照

ア行

- アドプト・リバー・プログラム

河川を「養子」、参加団体を「里親」に見

立て、住民が我が子のように愛情を持って河川の面倒を見る。具体的には、地域団体、河川管理者、地元自治体の三者で協定を結び、地域団体が河川の美化活動を行い、行政がその活動支援を行う。

- 一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき定められた、市町村の一般廃棄物の処理量見込みや発生抑制の方法などを示す計画。

一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物のことであり「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

- ウェルビーイング

「環境保全上の支障の防止」及び「良好な環境の創出」からなる環境保全と、それを通じた「現在及び将来の国民一人一人の高い生活の質」のことで、環境政策の目指すべき形として第六次環境基本計画の最上位に位置づけられている。

- エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化に責任を持つ観光のあり方。

- エコドライブ

自動車を発進する際に穏やかにアクセルを踏み込むことや早めのアクセルオフなど

の環境と家計にやさしい運転方法のこと。

- 温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収再放出することにより、温室効果をもたらす気体。

地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質が定められている。

力行

- 外来生物

国外や国内の他地域から人為的（意図的、又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息、又は、生育することとなる生物種。外来種のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

- 環境家計簿

家庭で使用した電気や燃料の量などを毎月記録し、その量を二酸化炭素排出量に換算し、自分の家庭からの二酸化炭素排出量を確認できるようにしたもの。この記録を通して、省エネルギーや省資源に取り組むことができる。

- 環境基準

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に関する環境上の条件について、人の健康を保護し生活環境を保全する上で、維持することが望ましい基準を行政上の目標として定めたもの。

- 環境基本計画

環境基本法第 15 条の規定に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的・長期的な施策の大綱などを定めている。21 世紀半ばを展望して、環境政策の基本的な考え方と長期的な目標を示すとともに、その実現に向けて、21 世紀初頭までの国の施策と地方公共団体、事業者、国民、民間団体に期待される取組を体系的に明らかにし、各主体の役割、政策手段のあり方などを定めている。

- 環境収容力

一般的には環境汚染物質の収容力を示し、その環境を損なうことなく受け入れることのできる人間の活動または汚染物質の量を表す。人類が消費する資源を生産したり、CO₂を吸収したりするために必要な面積を示す「エコロジカル・フットプリント」によると、2022 年時点で世界全体のエコロジカル・フットプリントは地球 1.7 個分に相当する。

- 環境マネジメントシステム

環境保全に関する取組を進めるため、企業や団体等の組織が自主的に設定した環境方針や目標を達成するための体制や手続き等の仕組みのこと。国際的な環境マネジメントシステムとして ISO14001 がある。

- クールオアシス

大阪府で実施している、猛暑から命を守るとともに健康被害の軽減を図ることを目的に解放された、外出先の一時避難所のこと。

- グリーン購入

環境への負荷が少ない製品やサービスを優先的に購入することをいう。製品やサービスの選択に当たっては、資源の採取から廃棄までのすべての製品ライフスタイルにおいて環境負荷が小さいこと、環境保全に積極的な事業者により製造、販売されることなどを重視する必要がある。平成 12 年 5 月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（通称：グリーン購入法）が成立し、国の諸機関ではグリーン購入が義務付けられたほか、地方公共団体にも努力義務が課せられ、事業者及び国民には一般的な責務があるとされた。

- 景観

人間が視覚で捉えた事物をいう。一般的には「風景」と同じように使われているが、「風景」は視覚で捉えた事物を見る人の心や感情や知識等を介して主観的に捉えた場合に使われることが多く、「景観」は視覚で捉えた事物を客観的・科学的に捉えた場合に使われることが多い。景観の主たる構成要素により、自然景観、文化的景観、歴史的景観などに分類される。

- 公害

環境基本法では、「事業活動その他の人の

活動に伴って生ずる相当範囲にわたる、①大気の汚染、②水質の汚濁（水質以外の水の状態、又は、水底の底質が悪化することを含む。）、③土壌の汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。）及び⑦悪臭によって人の健康、又は、生活環境に関わる被害が生ずることをいう」と定義され、この7公害を「典型7公害」と呼ぶ。

- 光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。

- 公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう（下水道を除く）。

サ行

- 最終処分場

廃棄物を埋立処分する場所や施設・設備の総体をいう。埋立の方式により遮断型、管理型、安定型の3つに区分される。

- 再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

- 里地里山

奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域概念のこと。

- 次世代自動車

電気自動車・燃料電池自動車・ハイブリッド自動車・プラグインハイブリッド自動車・天然ガス自動車・クリーンディーゼル自動車を指す。二酸化炭素や窒素酸化物（NOx）、粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境に配慮した自動車のこと。

- 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

- 省エネルギー

石油などの有限なエネルギー資源の消費を極力少なくすること。エネルギーの有限性が叫ばれる中、事業活動や住民の日常レベルにおいて取組が行われている。

- 植生

ある区域に集まって生育している植物群とその環境。

- 水源かん養機能

森林が有している機能で樹木、落葉及び土壌の働きにより、降水を効果的に地中に浸透させ、長期にわたり貯留・流下する機能で、洪水調整、渇水緩和など河川流量の平準化を図る。

- 生活排水

台所、洗濯、風呂などからの生活雑排水とし尿とを合わせて生活排水という。生活雑排水は、下水道や浄化槽等に接続している家庭ではし尿とともに処理をされるが、その他の家庭では未処理のまま流されており、河川等の公共用水域の大きな汚濁原因になっている。

- 生態系

ある地域に生息する生物群集（同じ場所で生息しているいろいろな種の個体群）とそれを取り巻く無機的環境（気象・土壌・地形・光・温度・大気など）を合わせた一つのまとまり。

- 生物化学的酸素要求量（BOD）

生物化学的酸素要求量（BOD：

Biochemical Oxygen Demand）とは、水中有機物を好気性バクテリアが酸化分解するのに要する酸素量であり、代表的な河川の水質指標として用いられる。値が高いほど有機物などが多量に含まれており、汚濁度が高いことを示す。

- 生物多様性

生物多様性条約など一般には、①様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在＝生態系の多様性、②様々な生物種が存在する＝種の多様性、③種は同じでも持っている遺伝子が異なる＝遺伝的多様性、という3つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。生物多様性は生命の豊かさを包括的に表した広い概念で、その保全は、食料や薬品などの生物資源のみならず、人間が生存していく上で不可欠の生存基盤（ライフサポートシステム）としても重要である。反面、人間活動の拡大とともに、生物多様性は低下しつつあり、地球環境問題の一つとなっている。

タ行

- 大気汚染

代表的な汚染物質としては、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントなどがあげられる。我が国では、1960年頃から三重県四日市市や倉敷市水島でコンビナートからの硫黄酸化物による大気汚染が問題となり、大気汚染防止法による排出規制と、公害健康被害の補償等に関する法律による被害者

の救済がなされている。近年は、有害化学物質の排出抑制対策も推進されている。

- 脱炭素社会

温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる（カーボン・ニュートラル）社会を目指すもの。そのためには、産業、行政、国民など社会のあらゆるセクターが、その選択や意思決定において、省エネルギー・脱炭素エネルギーの推進や、3Rの推進による資源生産性の向上等により、二酸化炭素の排出を最小化するための配慮を徹底することを当然とする社会システムが必要である。

- 地下水かん養

降水、河川水など地表の水が地下浸透して帯水層に水が供給されること。

- 地球温暖化

地球の気温は、太陽の日射熱と地球から宇宙へ放出される熱を再度地表へ戻す温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロンなど）によって一定のバランスを保ってきた。しかし産業革命以後、化石燃料などの大量消費により温室効果ガスの濃度が急激に増加したことでこのバランスが崩れ、地球の平均気温が年々上昇している。

- デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標に向け、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押し

するために2022年10月に開始された国民運動のこと。

- 天然記念物

学術上貴重で日本の自然を記念する動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む。）、植物（自生地を含む）、地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）として文化財保護法（昭和25（1950）年）に基づき指定されたもの。これらの中には長い歴史を通じて文化的な活動により作り出された二次的な自然も含まれている。なお、天然記念物のうち特に重要なものは「特別天然記念物」に指定される。天然記念物の現状変更や指定された天然記念物に影響を及ぼすと考えられる行為は、全て規制の対象となる。文部科学大臣が指定するもののほか、都道府県、市町村が条例に基づき指定するものもある。

ナ行

- 二酸化炭素（CO₂）

炭素を含む物質の燃焼や生物の呼吸によって発生するが、化石燃料の燃焼や熱帯林の減少などに起因して年々増加している。太陽光線によって温められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表の温度を高める「温室効果ガス」の一種。地球温暖化の原因となる。

- ノーマイカー運動（ノーマイカーデー）

地球温暖化防止対策の一環として、自家用車ではなく公共交通機関の利用を推奨す

るとともに、エコドライブの実践を呼び掛ける運動のこと。

八行

- バイオマス

飼肥料や発電の燃料などとして利用が可能な生物由来の有機性資源のうち化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃烧して発電を行う、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用もある。

- 微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち、粒径 2.5 μm（マイクロメートル：μm=100 万分の 1m）以下の小さなもの。健康への影響が懸念されている。

- フードバンク

食品企業の製造流通工程で発生する規格外品や、規格外農作物など、まだ食べられるのに廃棄される食品を引き取り、福祉施設等へ無償提供する活動及びその団体。個人からの寄附も受け付けている団体が多い。

- フェアトレード

開発途上国の原料や製品を適正な価格で

継続的に購入することにより、立場の弱い開発途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指す「貿易のしくみ」のこと。

- 不法投棄

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって定められた処理場以外（山や川など）に廃棄物を捨てること。いわゆる「ポイ捨て」も不法投棄に含まれる犯罪行為である。

- 防除

生物による害を防ぐため、害を与える生物の侵入防止・個体数の管理などを行うこと。

マ行

- マニフェスト

産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理委託する際、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する管理票のこと。

ラ行

- 緑化

植栽や種まきによって、その土地の植物を増やすこと。屋上や壁面に対して行う場合、それぞれ、屋上緑化、壁面緑化などという。

- 緑地

樹木や草などの植物が主体となっている空間を意味するが、一般的には、都市地域の樹林地、草地、水辺地、農地等植物のある空間に対して使われる。都市計画などで

は、普通緑地（都市公園、墓地等）、生産緑地（農林漁業等の生産に利用している土地）、準緑地（庭園、保存地）に分類する場合や施設緑地（都市公園、公共施設緑地）と地域緑地（緑地の効用を発揮させるため各種法制度により指定される緑地保全地区、生産緑地地区、自然公園、保安林等）に分類する場合がある。